

第93回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第1日）

令和2年3月3日（火曜日）

出席議員 (13名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫	8番	石 堂 基
	9番	岡 本 義 次	10番	金 谷 英 志
	11番	岡 本 安 夫		
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	山 本 幹 雄
欠席議員 (1名)	12番	西 岡 正		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	中 石 嘉 勝	書 記	鎌 田 康 正
	書 記	大 上 千 佳		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	浅 野 博 之	総 務 課 長	藤 木 卓
	企画防災課長	服 部 憲 靖	税 務 課 長	山 田 裕 彦
	住 民 課 長	敏 蔭 高 弘	健康福祉課長	福 本 秀 基
	高年介護課長	長 峰 忠 夫	農林振興課長	衣 笠 俊 博
	商工観光課長	真 岡 伯 好	建 設 課 長	重 崎 勇 人
	上下水道課長	梶 本 周 作	上 月 支 所 長	横 山 重 明
	南 光 支 所 長	竹 内 秀 夫	三日月支所長	服 部 吉 純
	会 計 課 長	大 永 克 司	教 育 課 長	宇 多 雅 弘
	生涯学習課長	安 東 文 裕	代表監査委員	樫 本 忠 美
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期決定の件
- 日程第 3. 行政報告について
- 日程第 4. 施政方針について
- 日程第 5. 議案第 1 号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
- 日程第 6. 議案第 2 号 新町まちづくり計画の変更について
- 日程第 7. 議案第 3 号 第 3 期佐用町教育振興基本計画の策定について
- 日程第 8. 議案第 4 号 第 2 期佐用町子ども・子育て支援事業計画の策定について
- 日程第 9. 議案第 5 号 町有財産の無償貸付けについて（旧木村酒造場底地）
- 日程第 10. 議案第 6 号 町有財産の無償譲渡について（旧木村酒造場建物）
- 日程第 11. 議案第 7 号 町有財産の無償貸付けについて（旧瓜生原邸）
- 日程第 12. 議案第 8 号 財産の取得について（養護老人ホーム「佐用朝霧園」事務機器一式）
- 日程第 13. 議案第 9 号 工事請負契約の変更について（養護老人ホーム「佐用朝霧園」移転改築工事）
- 日程第 14. 議案第 10 号 基本協定の変更について（姫新線播磨徳久構内架道橋新設工事に関する基本協定）
- 日程第 15. 議案第 11 号 佐用町個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16. 議案第 12 号 佐用町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17. 議案第 13 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18. 議案第 14 号 佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19. 議案第 15 号 佐用町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20. 議案第 16 号 佐用町三日月健康福祉施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21. 議案第 17 号 佐用町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22. 議案第 18 号 佐用町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23. 議案第 19 号 佐用町立町民体育館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24. 議案第 20 号 佐用町支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25. 議案第 21 号 佐用町学童保育条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26. 議案第 22 号 佐用町ふれあい町民プール条例の一部を改正する条例について
- 日程第 27. 議案第 23 号 佐用町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定について
- 日程第 28. 議案第 24 号 佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 29. 議案第 25 号 佐用町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 30. 議案第 26 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 31. 議案第 27 号 佐用町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 32. 議案第 28 号 佐用町保育園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 33. 議案第 29 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 34. 議案第 30 号 佐用町南光自然観察村条例の一部を改正する条例について

- 日程第 35. 議案第 31 号 佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 36. 議案第 32 号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 37. 議案第 33 号 佐用町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 38. 議案第 34 号 佐用町営改良住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 39. 議案第 35 号 佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 40. 議案第 36 号 佐用町三日月福祉施設職員住宅条例を廃止する条例について
- 日程第 41. 議案第 37 号 町有財産の無償譲渡について（佐用町三日月福祉施設職員住宅）
- 日程第 42. 議案第 38 号 令和元年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）について
- 日程第 43. 議案第 39 号 令和元年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）について
- 日程第 44. 議案第 40 号 令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 4 号）について
- 日程第 45. 議案第 41 号 令和元年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 4 号）について
- 日程第 46. 議案第 42 号 令和元年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 47. 議案第 43 号 令和元年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）について
- 日程第 48. 議案第 44 号 令和元年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 49. 議案第 45 号 令和元年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 4 号）について
- 日程第 50. 議案第 46 号 令和元年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 51. 議案第 47 号 令和 2 年度佐用町一般会計予算案について
- 日程第 52. 議案第 48 号 令和 2 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について
- 日程第 53. 議案第 49 号 令和 2 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について
- 日程第 54. 議案第 50 号 令和 2 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について
- 日程第 55. 議案第 51 号 令和 2 年度佐用町介護保険特別会計予算案について
- 日程第 56. 議案第 52 号 令和 2 年度佐用町朝霧園特別会計予算案について
- 日程第 57. 議案第 53 号 令和 2 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について
- 日程第 58. 議案第 54 号 令和 2 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について
- 日程第 59. 議案第 55 号 令和 2 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案について
- 日程第 60. 議案第 56 号 令和 2 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について
- 日程第 61. 議案第 57 号 令和 2 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について
- 日程第 62. 議案第 58 号 令和 2 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案について
- 日程第 63. 議案第 59 号 令和 2 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について
- 日程第 64. 議案第 60 号 令和 2 年度佐用町水道事業会計予算案について
- 日程第 65. 同意第 1 号 佐用町石井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 66. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 67. 特別委員会の設置及び委員定数について
- 日程第 68. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 69. 委員会付託について

午前 0 9 時 3 0 分 開会

議長（山本幹雄君） 皆さん、おはようございます。本日、ここに、第 93 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員並びに町当局の皆様には、おそろいでご参集賜り、誠に御苦労さまでございます。

開会に当たり一言、御挨拶を申し上げます。

今年に入り、はや 2 カ月が過ぎ、もう 3 月となっております。その間、記録的な暖冬で雪も少なく、除雪をすることもあんまりなく、過ごしやすい冬であったように思います。

桜の開花も例年より早くなりそうです。

ただ、ここに来て、日本中を、日本中と言うより、世界中を新型コロナウイルスが爆発的に流行し、震撼させております。その広がり、感染は記録的であり、先日、兵庫県でも発症が報告されております。皆様には体調管理に気をつけていただきたいとともに、デマ、流言飛語に乗せられることなく、不要な不安をあおるような発言、行動には気をつけていただきたく、常に沈着冷静な発言、行動に心がけていただきたいと思います。

さて、今期定例会において、本日付議されます案件は、令和 2 年度各会計予算案 14 件をはじめ、条例の一部改正などの議案 37 件、令和元年度各会計補正予算案議案 9 件、同意 1 件、諮問 1 件の計 62 件であります。

何とぞ、議員各位にはこれら諸案件につき、慎重なるご審議を賜り、適切妥当なる結論が得られますようお願いし、開会の御挨拶といたします。

町長、挨拶をお願いします。

町長（庵逄典章君） 皆様、改めまして、おはようございます。それぞれ早朝から御苦労さまです。

本当に今、議長御挨拶のように、今年は雪を、ほとんど見ることなく、こうして春、3 月を迎えました。

しかし、今年の 3 月、この年度末、本当に異常な状況になっております。

新型コロナウイルスについての、いろんな状況につきましては、連日、報道機関等朝から晩まで、いろんな情報が流れておりますが、あと佐用町といたしましても、そうした状況を踏まえて、また、県や国の方針に従って、いろいろな対策を講じていかなければならないということで、警戒本部も立ち上げさせていただきました。

その状況につきましては、後ほど行政報告として報告をさせていただきたいと思っております。

しかし、このコロナウイルスも、必ず終息しなければなりませんし、自然の摂理として、そういう状況になっていくと思いますけれども、やはり行政といたしましては、この町民の安心、安定した生活を守っていくためにも、行政の停滞をすることのないように、努力をしていかなければならないと思っております。

そのためにも本議会に上程をさせていただきます新年度に向けた予算、並びに各それぞれの議案につきまして、こういう状況の中でありまして、慎重審議をいただき、適切妥当な結論に導いていただきますように、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上で、開会に当たりましてのお願いの御挨拶にさせていただきます。

議長（山本幹雄君） ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 93 回佐用町議会定例会を開会します。

なお、今期定例会のため、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、各支所長、及び代表監査委員であります。

なお、西岡議員より風邪のため欠席届が提出され受理しておりますので、報告しておきます。

これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（山本幹雄君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長より指名します。1番、金澤孝良君。13番、平岡きぬゑ君。

以上の両君にお願いします。

日程第2．会期決定の件

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日3月3日から3月19日までの17日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日3月3日から3月19日までの17日間と決定しました。

日程第3．行政報告について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第3、行政報告に入ります。

町長から行政報告を受けます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、行政報告といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策について報告をさせていただきます。

先ほど、冒頭の御挨拶で申し上げましたように、新型コロナウイルスの発生によって、国内にも、この感染者が散発的に、今現在発生をしている状況でございます。

その状況につきましては、連日、朝から晩まで各報道機関で報道をされているところですが、つい先日、一昨日、兵庫県内においても初の感染例が報告をされたところでございます。

政府におきましては、2月25日、新型コロナウイルスによる肺炎が国内でさらに拡大する事態に備え、対策本部を開いて、社会への影響を最小限にするための対策をまとめた基本方針を決定をいたしました。

翌26日には、安倍首相が対策本部の会議において、「多数の方が集まる全国的なスポーツや文化イベントについて、今後2週間は、中止や延期、規模縮小の対応を要請する。」

と表明され、さらに、翌 27 日には、私立を含め、全国全ての小中学校、高校、特別支援学校に、3 月 2 日から春休みに入るまで、臨時休校とするよう、要請があったことは、皆様よくご承知のとおりでございます。

このような状況の中で、本町におきましては、2 月 27 日に「新型コロナウイルス警戒本部」を設置し、当面の対応策を次のとおり決定したところでございます。

まずは、イベントの自粛についてでございますが、政府の基本方針にもありますとおり、「感染者集団」の発生・拡大防止の観点から、当面、3 月末までの期間、町主催、また、それに準ずるイベント等の開催を自粛したいと考えております。

具体的には、町主催・共催、または町の関与の度合いが高く、不特定多数の方々が集まるイベントを対象に、屋内等、閉鎖空間で行われるもの。また、おおむね 100 人程度か、それ以上の規模で行われるものにつきましては、中止または延期の措置を取ることといたしました。

役場内部の会議等につきましては、参加者が特定されていることもあり、会議中の感染予防を徹底することによりまして、開催が可能と考えております。

また、今回のイベント自粛は、町主催、またはそれに準ずるものを対象としておりまして、民間団体等が主催するものにつきましては、今回の町としての措置が及ぶものではございません。

また、役場の通常の事務・事業における飛沫感染、接触感染予防を図るため、職員に手洗い、咳エチケット等の一般感染対策を徹底させ、特に、窓口担当の職員につきましては、接客時のマスク着用を徹底させることによって、来庁される方々の不安を少しでも払拭したいと考えております。

学校関係の対応につきましては、町内の小中学校において、3 月 3 日から 15 日、日曜日まで臨時休校といたします。中学校におきましては卒業式を延期して 3 月 17 日、火曜日。そして、小学校におきましては、予定どおり 3 月 23 日の月曜日に卒業式を行うということにいたしました。今後の状況の推移により、この卒業式についても変更をせざるを得ない場合が出てくる可能性もございます。

臨時休業に伴う児童生徒の学習面への対応につきましては、教材プリントを配布し自主学習を促すとともに、休校期間中において週 1 回以上を目安に、家庭訪問を行うことといたしております。

なお、休校期間中における学童保育につきましては、長期休校中と同様の対応といたしますが、利用に当たりましては、あくまでも臨時的なものであり、感染拡大を防止することが最優先となりますので、可能な限り自宅待機をお願いをいたしたく考えております。

なお、住民の皆様への情報提供につきましては、①つ手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底。②つ目に発熱等の風邪症状が見られる場合の休暇取得、外出の自粛等の呼びかけなどと合わせまして、今後、状況が変化した場合などは、時機を失することがないよう、防災行政無線、佐用チャンネル等で町民の皆さんへの情報提供を行ってまいりたいと考えております。

以上、現在の佐用町として取っておりますコロナウイルスに対する対策についてご報告を申し上げます。よろしく願いをいたします。

議長（山本幹雄君） 以上で、行政報告は終わりました。

〔「議長、今の件で、行政報告の質問」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） さっき上げてほしかったな。

そしたら、ちょっと戻るけども、許可します。はい。

10 番（金谷英志君） 学校の休校について、今、町長、報告出たんですけれども、国の首相のそういう要請があつてということで、国会でも議論をされていますけど、その専門家の意見を聞かずということで、主導の判断で、要請されたということでしょうけれども、それを受けてということで、休校もされたんですけど、教育委員会の中で、今、ありましたけれども、休業については、学童保育とか、それから学校給食についてとかいうふうなことも、その影響も考えられましたから、その時、教育委員会の中で、要請を受けて、どういう議論がされたんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） その具体的な中身につきましては、また、後ほど、教育長から報告をさせますが、今回の措置につきましては、国は3月、春休みまでと、ということは、ずっとこの3月いっぱい学校は休みというような要請があつたわけなんですけれども、兵庫県におきましても、学校の卒業式や、そうした大きな年度末としての、学校としての大切な行事がありますので、とりあえず3月 15 日までという措置が兵庫県としては方針が出されたということです。

町といたしましては、その方針に基づいて、同じく3月 15 日までということといたしました。

県内には、小野市のように影響が非常に大きいので、逆に感染の、今現在の状況から見て、特に、子供たちへの感染した場合の症例として、そんなに重症化するおそれが少ないというようなことも踏まえて、学校休校措置は取らないというような方針が出されましたけれども、やはりこれだけ、今、世界中、日本中が大きな問題となっている中で、町民の皆さんの不安というのは、非常に大きいということの中で、兵庫県の考え方、措置に沿って、町としては、それを実施するという形になり、それに伴う、いろんな影響、これに対する対策、できる限り、町民の皆さん方への影響が少なくなるように、特に子供たちの休校については、教育委員会としても対策を取るということで、教育委員会の中で、校長会、十分、いろいろな協議をしていただいたところです。

その中身については、教育長から報告をさせます。

議長（山本幹雄君） 教育長。

教育長（浅野博之君） 安倍首相のほうに要請をされる前から、全国的に広がってきていたんで、とりあえず卒業式、中学校の卒業式は10日を予定していましたので、その件について、どうしようかというのは、ちょっと考えておったんですが、縮小であるとか、短縮という形で、考えておったんですが、急遽、安倍首相の要請があつた日が、たまたま給食の運営委員会をしておりましたので、PTA会長と学校長が全部来ておりましたので、急遽、終わった後、学校長に残っていただいて、今後の対応をどうするかということを、ちょっと簡単には相談しました。

その次の日には、もう集まってもらうように、臨時校長会を開き、その時には、もう県教委からの指示がありましたので、3日から15日までを臨時休業とするということで決定して、卒業式等のことについては、中身については、今日も臨時校長会を開いて、検討

しております。

学習面については、臨時校長会の中で、家庭訪問しながら学習プリントとか、そういったことで対応して、できるだけ自宅学習ができるような手立てをとって行こうかと。

それで、その都度、メール配信を、各保護者宛てには連絡網がありますので、そういった対応で、随時連絡なり、家庭訪問をとって、連携を深めて、何とか、この2週間を乗り切りたいなというふうには考えております。以上です。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、金谷君。

10 番（金谷英志君） 学業については、自宅で、そのプリントなんかも配布するという事です。

でも、全体の学業のスケジュールとして、それが年度末ですから、それが新しい学年になって、それがどうなるのかということと。

それから、学童保育については、学童保育開設して、なるべく自宅におってくださいよというふうなことですけれども、学童保育、予定しているかいうか、申し込んでいる人は、それでいいんでしょうけれども、改めて、こういう状況になった場合、親御さんが仕事を休めないという場合に、学童保育についても、教育委員会としては、自宅におってくださいということになるんでしょう。なかなか、そういうふうに、突発的なことですから、各休業中の、そういうふうなことに、予約していなくても、申し込んでいなくても、学童保育が利用できるような体制も、私は必要ではないかと思うんですけれども、その点と。

それから、給食についても、いろいろ報道もされていますけれども、その点について、納入業者の補償とか、新聞報道等々ではされていますけれども、そういうふうなこと、給食の納入業者の補償とか、どういうふうに、その3点は、どうなるんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、浅野教育長。

教育長（浅野博之君） まず、学習面についてですが、基本的には、中3については、ほぼ学習内容は終わっていると思います。

その他は、まだ、新しく教えていない部分があると思うんですが、その分については、県からの、国からの通知や情報の中には、新年度に入って、そういう補充的な学習をすることも可能であるというふうにはしておりますので、進級学年の中で、これができていないというのを共通理解しながら、補充学習を進めていきたいなというふうには思っております。

それで、また、中学校に進学した場合についても、ここができていませんというふうな情報は共有して、中学校でも補充学習を進めていきたいと思います。

それから、学童のほうですが、基本的に長期休業中に申し込んでおられる方は、長期にわたって、やっぱり家庭で見れないということですから、急遽、この事態になって見れませんというのは、なかなかケースとしてはないんじゃないかなというふうに思います。

だから、基本的には、登録のみの方の受け入れを考えておりますが、どうしてもというような場合については、個別に、ちょっと相談は承りたいと思っております。

それから、給食については、急遽、今日まで給食ができましたので、どうしてもキャン

セルできない部分については、昨日まででしたので、例えば、今日がお雛様ですので、ケーキとかありますので、急遽、昨日の給食に回したというふうには聞いております。

材料について、余って困るというふうな形は、今のところ聞いておりませんので、以上です。

10 番（金谷英志君） はい、わかりました。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

10 番（金谷英志君） はい。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） 今、説明受けました。

小野市のように、自分とこ、やりますというようなところもありましたけれど、やっぱり、この休んだ間、教育が受けられないと、今までどおりできなかったという中で、そして、その分を、どう言うんですか、まだ、その状態が、さらに悪化するんか、収まってくんか、ちょっと分かりませんが、そういう教育現場としての、そういうできなかった空白の部分、どのようにして子供たちに、ドリルとか家庭訪問して補うといわれておりますけれど、それだけだったら、やっぱり、そこまで学校へ普通、日常行きよるような格好でできないと思うんですけれど、そこらへん、教育現場として、どういような、その遅れの分を、どこらへんで取り戻すのか、そこらへんも含めて、もう少し。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、浅野教育長。

教育長（浅野博之君） この期間中については、補助教材等で復習なり、しっかり、今まで習ったことをしてもらったらいんですが、新しいことについては、やっぱり子供たちは教えてもらわないとわからないので、次学年、進級した学年で、例えば、5 年生の子は来年 6 年生になった、担任が違う場合もあると思いますが、その担任にここができていない。この単元ができていないということを情報共有をして、新しい担任の中で、新たにまた、教えてもらうという形を取りたいと考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 町長が、先ほど報告した中のイベント自粛の関係で、具体的に 2 月 29 日、土曜日に南光文化センターで認知症フォーラムというのが予定されていたんですが、会場まで行って、初めて知ったという住民の方から苦情があったんですが、その点、お知らせ、周知の関係は、27 日に町で対策会議も開かれているので、そこらへん時間的には可能、どんな形でされたのか、ちょっと伺います。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 長峰高年介護課長。

高年介護課長（長峰忠夫君） はい、お答えします。

その認知症フォーラムにつきましては、佐用町と、それから、社会福祉協議会、それと民生委員児童委員会３者の主催で計画をしてございました。

それで、中止につきましては、先ほどもありましたように２月２７日に決定をしたわけですが、中止の周知につきましては、２７日の夕方の防災無線放送、それから、２９日、当日の朝の防災無線、それと新聞報道ということで、記者発表を２７日に行いまして、神戸新聞の朝刊には、２８日に掲載をされておったと思うんですけれども、そういった部分での周知をさせていただいております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。
ないようですので…。

日程第４．施政方針について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第４、施政方針に入ります。
町長から施政方針の説明を受けます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、本３月定例議会に上程をさせていただく、令和２年度当初予算案をはじめとする諸議案のご審議をお願いするに当たりまして、町政運営の基本的な考え方と主な施策を申し上げさせていただきたいと思っております。

まず初めに、本町は、平成１７年１０月の郡４町の合併から、１５年目を迎えており、今日まで合併に伴う新町まちづくり計画や町総合計画に基づき町行政改革を計画的かつ着実に進めながら、安定的な町運営に努力をしてまいりました。

その間、平成２１年台風第９号災害からの創造的復興など、町史に残る大きな出来事を体験し、それらを町民一丸となって乗り越えてまいりました。

しかし、長年の最大の課題であります少子高齢化と人口減少は、さらに急激に進み、人口減少の緩和と人口が減少しても安心して、安定して佐用町に暮らせるまちづくりに備えた、そうしたまちづくりに全力で、今後とも取り組んでいかなければならないと考えております。

そうした取り組みにつきまして、町民一丸となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、まずもって議員各位をはじめ、町民皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。

さて、本町では、現在、平成２９年度からスタートをいたしました佐用町第２次総合計画に基づき、「絆できらめく ひと・まち・自然 未来へつなぐ 共生の郷」をテーマに、町政運営に取り組んでおります。

令和２年度におきましても、安定した財政運営を基盤に、中長期的な社会変化を見据え

て、一つ一つの課題に丁寧に向き合い、町民の皆様が住みやすい町を目指して、計画的かつ着実に町運営に取り組んでまいりたいと考えております。

本町を取り巻く状況を見た中で、まず、人口の動向を見ますと、本町の住民基本台帳人口は、12月末現在で1万6,638人、1年間で299人減少し、高齢化比率は40.2%で1%上昇しております。最新の社人研推計によりますと、本町人口は、2040年には1万人を下回ると発表されておまして、今後とも、さらに厳しい状況に向き合っていかなければなりません。

また、地方交付税は、国の総額ベースで16兆5,882億円、約2.5%の微増であります。本町におきましては、合併特例の通減措置による縮減率が最終年度の90%となり、令和元年度実績ベースで対前年度比98.01%の約1億円の減額となります。

日本経済においてGDPは、過去最大規模となり企業収益も高い水準を記録する一方、地方の高齢化・人口減少は、加速度的に進み、経済も縮小している状況にあります。

このような状況下にあっても、本町といたしましては、住民の皆様が、これからも安心・安全に暮らして、子育てし、将来を担う世代へ町を引き継いで行けるよう、昨年同様、安全で安心して暮らせるまちづくり、将来を担う子供を育てる教育と子育て環境の充実。産業と観光の振興を3本の柱として、新年度予算を編成し、将来を見据え持続可能な安定した町政運営に着実に取り組んでまいり所存でございます。

それでは、令和2年度の町政運営についての基本方針を3つの柱ごとに申し上げます。

第1に、安全で安心して暮らせるまちづくりについてを申し上げます。

住民が安全・安心に暮らせる町を目指し、福祉や防災など各分野において、事業の充実を進めてまいります。

道路・橋梁の改良及び下水道施設の統合など住民生活にとって必要不可欠なインフラの長寿命化・効率化を進め、効率よく将来にわたって安心して暮らせるまちづくりを目指して取り組んでまいりたいと考えております。

また、三日月支所庁舎につきましては、大規模改造事業に合わせまして、三日月文化センターの機能を移転して複合施設として、三日月地域のみならず町民のコミュニティや健康増進の拠点として再整備をいたします。

福祉の面では、養護老人ホームの整備をはじめとした高齢者福祉の推進、休日・夜間診療等の安定運営に向けた医師会、医療機関への支援の継続、予防接種や検診の充実など福祉及び健康づくりの推進に取り組んでまいります。

防災の面では、西はりま消防と連携し、救急・消防の機能向上を目指すとともに、町情報通信施設の整備を進め、災害情報等、安定した通信環境を整えます。また、自助・共助・公助が一体となり、地域防災力の向上に取り組んでまいります。

第2に、将来を担う子供達を育てる教育と子育て環境の充実についてを申し上げます。

教育の面では、小・中学校及び保育園の規模適正化に伴い、4月から1地域1小学校・1中学校となることから、より一層、幼稚園、保育園、小学校、中学校の連携を図ってまいります。

また、中学校の規模適正化については、急激に人口減少が進む中でありますが、当面は現在の4中学校を維持し、それぞれ地域の学校として小・中連携した特色ある教育に取り組みながら、幼児教育の充実、小中一貫校の研究など、今後、さらに児童の減少に対応した望ましい教育環境のあり方について、今後も検討を進めてまいりたいと考えております。

子育て支援においても、保育園における就学前教育・保育、学童保育の充実など、これまでの取り組みを継続するとともに、保育料無償化制度や医療費の助成事業をはじめ、子育てに関する保護者の経済的負担軽減のための各種助成事業などにより、安心して子育て

ができるまちづくりの推進を図ってまいります。

次に、第3に、産業と観光の振興についてを申し上げさせていただきます。

農業面では、引き続き地域特産品の高付加価値化及び販売促進に取り組み、新しい農業経営を推進してまいります。

特に、昨年5月に国の地理的表示登録制度に登録されました佐用もち大豆のブランディングや販路拡大を図るとともに、農産物特産定着化補助金の増額や農機具の購入補助を行い、佐用もち大豆の生産力の強化を図ってまいります。

また、集落の農地、環境を維持していくために、結成をいたしました水土里会の事業として、多面的機能直接支払制度の推進を図ってまいります。

また、直売所の経営統合等を進め、小規模な農業、多品目な生産のような佐用町に適した農業振興にも取り組んでまいりたいと考えております。

林業面では、森林環境譲与税の増額に伴い、造林事業や間伐事業などの既存事業の着実な取り組みに加え、森林環境保全による林業の振興及び災害の軽減を図ってまいります。

商工業面では、引き続き商工会等関係団体との連携を深め、事業者にとって最も必要な事業資金の借入利子補給等の支援施策等を継続して取り組んでまいります。

また、新たに事業継続・事業承継補助金を創設をし、事業の継続や事業を継承するための支援に取り組んでまいります。

観光面では、本町の様々な資源を有効に活用し、入込客数の増加を図るため、地域産業の活性化、利神城跡の応急対策事業や、平福木村邸の利活用事業にも取り組んでまいります。

続きまして、第2次総合計画の基本計画の9つの節に沿って、令和2年度の主な施策を申し上げます。

それでは、第1節の佐用の産業と観光・交流を創造するということについて、申し上げます。

農業では、多面的機能支払交付金事業の加入促進を図り、効果的な運営による事業展開の推進を図ってまいります。

また、産地パワーアップ事業、特産物高付加価値化及び販売促進事業、中山間地域等直接支払推進事業など、多様な事業を継続して実施し、農地の集積化、農業の集約化、営農の推進、就農支援、農地保全、担い手育成など、幅広く農業の振興に取り組んでまいります。

林業においては、森林環境譲与税制度の施行に伴い、町有林の保有面積の拡大に向けた取り組みを検討するため、アンケート調査を実施し、集計をしているところでございますが、森林の管理状況や今後の森林の活用について調査分析を行い、森林環境保全による林業の振興及び災害の軽減に結びつく施策の検討を進めたいと考えております。

また、引き続き、林内路網整備事業による林道・作業道の整備、町単独造林事業及び森林保全間伐促進事業による森林の健全育成の推進を図ってまいります。

地籍調査事業につきましては、8区域、約9平方キロを要望をいたしておりますが、事業の進捗を早めるために、新しい技術の導入等も検討をしてみたいと考えております。

商工業振興の面では、中小企業者創業・第2創業支援事業及び中小企業者支援融資利子補給事業を継続して実施するとともに、小規模事業者の持続化及び次の世代への事業承継の推進を図るべく、新たな施策として、事業継続及び事業承継を支援し、安定した地域経済の振興を目指してまいります。さらに、ビジネスプランコンテストにより、町内外からの将来性ある新たな起業家の発掘と本町創業支援に関する情報発信や有効なネットワークの構築にも取り組んでまいります。

また、引き続き商工関連団体との協力体制のもと、将来を見据えた施策の検討も進めて

まいりたいと考えております。

観光面では、利神城跡の国指定を契機に佐用の歴史と文化を磨く未来伝承プロジェクト事業を引き続き推進をし、本町の歴史的遺産を守り伝えるとともに、西播磨県民局のリーディングプロジェクトとして取り組んでいただいている西播磨の山城復活プロジェクトとも連携をして、その魅力が観光及び地域振興につながるように取り組んでまいります。

また、ひまわり祭りやサイクリングイベント、大観望会など人気の各種イベントも継続して実施して、町をPRすることで入込客数の増加を図ってまいります。

次に、第2節の佐用ならではの「資産」に磨きをかけることについてを申し上げさせていただきます。

まず、再生可能エネルギーの有効活用と独自財源の確保を目指して、中山・秀谷両発電所の安定した運営を進めてまいります。

歴史的環境面では、利神城跡の国指定に伴い策定した保存活用計画に基づき、具体的な事業の実施に向け取り組んでまいります。なお、石垣及び山肌の崩落の進行を防ぐため、山頂部分の応急対策工事を3カ年計画で今後実施をいたします。

また、町有財産となった平福古民家の改修工事など、未来伝承プロジェクトを推進してまいります。

次に、第3節、佐用を担う人を育て自己実現を支えるということについて申し上げます。

教育環境の面では、全小中学校各教室の空調設備整備については、令和元年度で全ての学校の整備が終了いたしました。また、県下でも先進的な取り組みとして、令和元年度から小学校に外国語教育指導員を配置しておりますが、引き続き外国語教育の積極的な推進も図ってまいります。

給食費の2分の1軽減、給食の質的向上事業、小中学校の副教材費相当額の助成事業等についても引き続きこれを実施し、学力の向上や健康づくり及び保護者の教育費負担の軽減を図ってまいります。

図書館では、佐用町子ども読書活動推進計画に基づき、町内小中学校との連携を深め、図書館蔵書の貸し出しや読み聞かせなどを通して子供の読書活動の普及に取り組んでまいります。

スポーツの分野では、生涯スポーツ推進計画に基づき、町体育協会はじめスポーツ推進委員との連携による生涯スポーツの普及並びにさようマラソン&ウォーク等のイベントの開催によるスポーツの啓発など、生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進を図ってまいります。

次に、第4節の佐用の健康と福祉を創造するについてを申し上げます。

高齢者福祉の面では、令和2年7月、町立養護老人ホーム佐用朝霧園の移転改築事業が完成する予定でございますが、入所定員は50人、1人1部屋で入所環境を大幅に改善をし、高齢者の皆様に安心して利用いただける施設づくりを目指しております。

また、高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画を策定をし、これまでの事業を継承しつつ、令和3年度から5年度までの現状に即した新たな計画により、高齢者福祉の施策を推進してまいります。

低所得者の負担軽減を図る低所得者保険料軽減事業、人材の確保と定着化のための福祉資格取得助成事業、高年クラブ運営支援、町主催敬老会など、様々な事業を継続して、これを実施し、高齢者福祉を推進し、高齢者の皆様が生きがいを持って明るく元気に暮らせる町を目指して取り組んでまいります。

また、タクシー運賃助成制度は、1年間にタクシー券3冊までを購入可能としてきましたが、これを5冊まで購入可能とし、さらなる高齢者の外出支援の充実を図ってまいります。

救急医療体制の面では、郡医師会の協力のもと、在宅当番医制運営委託料、また、郡病院群輪番制運営事業補助金等により、町内での救急診療等に常時対応できる体制を維持するとともに、西はりま消防組合をはじめ町内外の医療機関等と連携をし、救命救急のネットワークの構築を進め、安心して暮らせる町づくりに取り組んでまいります。

健康づくりの面では、感染症・予防接種の内容の見直し及びがん検診など、予防事業の充実を図るとともに、中学生までの医療費無償化等を継続して実施するとともに、新たに高校生の医療費無償化を実施をし、子育て世代への支援と住民の健康づくりを推進してまいります。

また、健康増進計画・食育推進計画・自殺予防対策計画・障害福祉計画を策定し、各施策の見直しを図り、健康増進・食育、自殺予防、障害者等の施策の推進をいたします。

子育て支援では、保育関係の人材不足が全国的な問題となる中、子育ての経験を生かした地域全体での子育て支援の取り組みとして、引き続き町独自の保育補助員制度を導入し、補助的に保育に携わる人材を養成して保育環境の充実を図ってまいります。

また、本町では、国の幼児教育・保育の無償化制度をさらに充実したものとするため、3歳児以上の保育料及び2歳児以下の住民税非課税世帯の保育料無償化を実施するとともに、町独自施策であります第2子以降の保育料無償化を継続して、子育ての支援の充実を図ってまいります。

次に、第5節の佐用に住みたい環境を創造するという点について申し上げます。

幹線道路網の整備では、令和元年度に姫新線播磨徳久駅構内の架道橋新設工事を完了して、令和2年度には障害者や高齢者の方も便利に使える駅とするために徳久駅周辺整備を含めた取合工事の完成を目指してまいります。

公共交通の分野では、引き続き、姫新線、智頭急行、コミュニティバス、さよさよサービス等の充実した地域公共交通サービスを維持してまいります。

防災の面では、住宅耐震化の推進を図るため、住宅の耐震改修の支援、住宅耐震化建替助成事業や防災ベッド等設置費助成事業を引き続き、これを実施いたします。

ため池の整備につきましては、町内2カ所において県営事業による整備を実施いたします。

また、国土強靱化計画の策定や地域防災計画等を見直しを図って、防災力・減災力の向上を目指してまいります。

自主防災の面では、防災リーダーの研修の実施や気づきマップ講習会等を引き続きこれを開催し、地域防災力の向上をさらに目指してまいります。

非常備消防の面では、三日月第2分団の小型ポンプ付き積載車1台を更新し、自治消防の能力向上を図ってまいります。

定住促進の面では、若者住宅新築応援金・若者住宅取得応援金・定住促進住宅家賃減免など引き続きこれを実施し、若者の住宅新築や住宅購入の支援及び子育て世代の定住を促進してまいります。また、町内定住就職奨励金制度も引き続きこれを実施し、町内就職者の増加を図ってまいります。

生活環境基盤整備の面では、老朽化した水道管の更新を順次進めるとともに、生活排水処理については、将来を見据えた下水道施設の統廃合事業として、引き続き、三日月浄化センターの改築及び三日月浄化センター前処理施設建設を実施いたします。

平成29年度から実施中の情報通信設備の更新事業につきましては、安定的に継続運営を行うための情報基盤整備が令和元年度完了して、超高画質4K・8Kの視聴も可能となる態勢となりました。

平成28年度以降、空き家バンク登録制度を推進した結果、令和元年12月末までに、販売・賃貸した件数が町外者33件、町内者16件となり、引き続き定住及び空き家対策とし

での、この事業推進に取り組んでまいります。

次に、第6節の地域活動を支え協働を確立するという点について申し上げます。

平成30年度から地域づくり協議会活動の検証を行っているところでありますが、初年度は、各地域づくり協議会へのヒアリングや協議会のあり方再構築の方針を検討をいたしました。

令和元年度は、策定した方針に沿って、地域づくり協議会と行政の体制や仕組みを整備するため、専門アドバイザーや島根大学教授の協力を得ながら、地域づくり協議会の活性化の推進を図ってまいりました。令和2年度におきましても、引き続き、専門アドバイザーや島根大学教授の協力を得ながら、地域づくり協議会の活性化の推進を図り、協働のまちづくりを、さらに深化をさせてまいりたいと考えております。

また、協働のまちづくりは、住民と行政の継続的な連携があってこそ推進できるものとの考えており、住民と行政、双方向のコミュニケーションを図るため行政懇談会を開催をし、開かれた行政を推進したいと考えております。

次に、第7節のこころの共生社会を実現するという点について申し上げます。

一人一人が尊重され、安心していきいきと暮らせるまちづくりを推進するには、人権意識の醸成が不可欠でございます。人権に関しては、現代社会に生ずる今日的な課題も含め、町広報や人権文化講演会や映画会などの啓発活動のほか、人権まちづくりフェスタや人権啓発作品展の開催などを通じ、人権文化の創造とその重要性を認識し、こころの共生社会の構築を推進してまいります。

また、男女共同参画の面では、女性の活躍を推進するために、生き方や働き方を支援するセミナー開催のほか、性別にとらわれず、誰もが生き生きと暮らすことができる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、第8節、身の丈にあった行財政運営に取り組むという点についてを申し上げます。

まず、職員数については、定員適正化計画に基づき、定数適正化を進め、さらに、人事評価制度を導入し、適正な評価による人事育成に取り組んでおります。また、時代ニーズに応じた職場内外での研修を実施をし、職員の資質向上と意識改革にも継続的に取り組んでまいります。

普通交付税の状況については、合併特例の通減措置が最終年度となり、今年度の通減率が70%から90%へと増加をし、前年に比べ20ポイント減額となります。

そうした状況を踏まえた中で、令和2年度一般会計当初予算は、約128億5,567万円で、前年度から約1億107万円の減額の予算といたしました。

本町では、効果的な事業実施及び経費の節約等に取り組み、後年度負担の軽減も図るべく、繰上償還の実施や今後必要となる特定の目的を持った基金への積立にも、粛々と取り組み、安定した財政運営が維持できるように努力をしております。

また、行財政改革大綱の見直しを図り、将来に向けて持続可能な行財政基盤の確立を目指してまいります。

最後に、広域連携を強化するという点についてを申し上げます。

令和2年度におきましても、引き続き、播磨圏域連携中枢都市圏、播磨科学公園都市圏定住自立圏、三県境地域創生会議の3圏域の広域連携に参加をし、関係市町と相互の機能の補完と連携を図り、多様なニーズに対応したサービスを効率的に提供できるよう、広域的な観点からも取り組んでまいります。

以上の結果、この方針に基づき令和2年度当初予算は、一般会計128億5,567万5,000円。特別会計80億6,879万9,000円。水道事業会計7億3,284万6,000円の全14会計合計で216億5,732万円でございます。

以上で、令和2年度の町政運営に向けての私の基本的な考え方と、当初予算の主な施策

を申し上げさせていただきました。

これからも、住民の皆様が心豊かに安全・安心して暮らせる町を目指して、一步一步努力を続けてまいりたいと考えておりますので、議員各位並びに町民の皆様に、心からのご支援とご協力をお願いを申し上げまして、私の施政方針を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（山本幹雄君） 以上で施政方針の説明は、終わりました。

議長（山本幹雄君） なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以降の議案朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第 5．議案第 1 号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

議長（山本幹雄君） それでは、日程第 5、議案第 1 号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 1 号、兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、提案の理由といたしましては、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、県知事に申請しなければならないと規定されており、その協議につきましては、同法第 290 条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないと規定されておりますので、このたび提案させていただくものでございます。

変更の内容でございますが、兵庫県市町村職員退職手当組合の加入団体から中播農業共済事務組合を削るものであります。

理由といたしましては、兵庫県内の農業共済を 1 つにまとめる兵庫県農業共済組合が令和 2 年 4 月 1 日に設立される予定でございますが、これによりまして、中播農業共済事務組合が解散となるため規約からの削除でございます。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第1号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第1号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第2号 新町まちづくり計画の変更について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第6、議案第2号、新町まちづくり計画の変更についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第2号、新町まちづくり計画の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

佐用町では、合併時に作成をいたしました新町まちづくり計画に基づき、充当率・交付税算入率が有利な合併特例債を活用し、道路改良事業や保育園、小中学校整備事業などを実施してまいりました。

当計画の事業期間は、元々は、合併後10年間でございましたが、平成23年東日本大震災の発生により期間内に事業が完了できない等の理由により、法改正で15年間に延長をされておりましたが、平成30年4月には、さらに法改正が行われ、発行期限を5年間延長し20年とすることが決定をいたしております。

佐用町の現在の計画は、事業期間・財政計画を令和2年度までとしておりますので、このたびの変更で、5年間延長し、令和7年度までとするものでございます。計画の各事業につきましては、追加変更等は行わず、5年前の変更と同じく、財政計画の延長のみとしておりますので、財政計画につきましては、普通会計をベースといたしまして、平成30年度までは決算額に修正、令和元年度から令和7年度までにつきましては、人口減少、社会情勢等を考慮いたしました推計値といたしております。

なお、建設事業にかかる合併特例債の発行可能額は、約115億円であり、平成17年度から令和2年度までの発行額は、約101億円余りを予定をしておりますので、このたびの変更により、令和3年度から7年度までの期間で、残りの約14億円を有効に活用できることとなります。

ご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
本案については、本日即決とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第2号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第2号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第3号 第3期佐用町教育振興基本計画の策定について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第7、議案第3号、第3期佐用町教育振興基本計画の策定についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

町長（庵逄典章君） 教育長から提案説明。

議長（山本幹雄君） はい、わかりました。はい、教育長。

〔教育長 浅野博之君 登壇〕

教育長（浅野博之君） ただ今、上程いただきました議案第3号、第3期佐用町教育振興基本計画の策定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

現行の第2期佐用町教育振興基本計画は、本年度末をもって計画期間が終了いたしますので、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とした第3期佐用町教育振興基本計画を策定するものでございます。

本日、提案しました計画案は、去る、2月21日の全員協議会で配付したものから、一部レイアウトの修正、写真等の追加を行っていますが、本文自体には変更はありませんのでご了承のほど、よろしくお願いします。

以上、承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題としています、議案第3号については、3月9日の本会議で質疑、討論、採決を予定していますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決します。

日程第8．議案第4号 第2期佐用町子ども・子育て支援事業計画の策定について

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 続いて、日程第8、議案第4号、第2期佐用町子ども・子育て支援事業計画の策定についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第4号、第2期佐用町子ども・子育て支援事業計画の策定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

現行の佐用町子ども・子育て支援事業計画は、本年度末をもって計画期間が終了をいたしますので、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする第2期佐用町子ども・子育て支援事業計画を策定するものでございます。

つきましては、佐用町議会基本条例第8条第3号の規定によりまして、別冊の第2期佐用町子ども・子育て支援事業計画について、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題としています、議案第4号については、3月9日の本会議で質疑、討論、採決を予定していますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決します。

日程第9．議案第5号 町有財産の無償貸付けについて（旧木村酒造場底地）

日程第10．議案第6号 町有財産の無償譲渡について（旧木村酒造場建物）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第9に入ります。日程第9及び日程第10を一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 9、議案第 5 号、町有財産の無償貸付けについて（旧木村酒造場底地）及び、日程第 10、議案第 6 号、町有財産の無償譲渡について（旧木村酒造場建物）を一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました議案第 5 号、町有財産の無償貸付けについて及び議案第 6 号、町有財産の無償譲渡について、提案のご説明を申し上げます。

両議案は旧木村邸及び旧木村酒造場に関して、官民連携で一体的整備を行うための無償貸付及び無償譲渡の議案でございます。

旧木村酒造場につきましては、旧木村邸母屋も含め、その利活用について地域の方々とともに検討を進めてまいりました。その結果、合同会社佐用鹿青年部と株式会社ノオトとの 2 社出資の上、地域まちづくり会社「株式会社かのね」を設立し、利活用を行うこととなりました。

旧木村酒造場については、土地は 20 年間の無償貸付、建物は無償譲渡し、町が費用の一部を補助した上で、「株式会社かのね」が改修する予定でございます。

貸し付けについては、平福 475 番 1 の土地のうち、旧木村酒造場底地に係る 187.04 平米を貸し付けをし、建物については木造 2 階建、315.94 平米を譲渡をいたします。

以上、議案第 5 号及び第 6 号について、一括で説明をいたしましたが、それぞれ土地及び建物を無償で貸し付け及び譲渡するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますようお願いいたしまして、提案の説明といたします。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題としています議案第 5 号及び議案第 6 号については、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議案第 5 号、町有財産の無償貸付けについて（旧木村酒造場底地）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、2 番、児玉君。

2 番（児玉雅善君） ちょっと、お伺いします。

この利用につきましては、全く賛成なんですけれども、前に平福で協議しました時に、ノオトさんが持ち帰って検討すると。その時にアンケート取りました。

町長の前の説明では、アンケートにおいても、地元からの資金の面とか、そういったものの協力のあれはなかったと、おっしゃったんですけれども、その後、何人かの町民の方に聞きましたら、その土地に（聴取不能）された方にね、そしたら、いやそんなことないよ。資金面とか、それから運用の面でも、協力を申し入れた、するようにアンケート書いたけども、それから何の連絡もなかったとおっしゃる方が何人かいらっしゃいました。

私も資金の面で、多少のあれはすると書いた覚えがあります。

そういった面が、全然、この前の町長ではなかったとおっしゃっていましたので、その点の確認と、それから、酒造場のあっちのほうのそこを公園にするとおっしゃっていました。その公園のできた場合のその管理、その後の維持管理のほうはどうなるのか、どこが主体でやるのか、その点の確認をお願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） まず最初のアンケートの件でございますが、アンケートにつきましては、平福のまちづくりのワークショップにおいて取りましたアンケートの結果でございますが、その時に、皆さん書いていただいた中では、集計したところ、出資金をしてまで、新たな会社、まちづくり会社に参加したいと言われる方はいらっしゃいませんでした。

ただ、それは平福の住民の方ですけれども、それ以外の方で、何名かいらっしゃった方につきましては、お声をかけさせていただいて、第1回目のそういったまちづくり会社設立に向けた会議のほうを開催しております。

で、また、その時には、地元の地域づくり協議会の代表の方、2名だったか、3名だったかにも入っていただいて、地元の方のご意思というのを再度確認させていただいたようなところでございます。

そういう状況で進めてまいっております。

次に、公園部分の管理についてでございますが、現在、その設計のほうをしている真っ最中でございます。ですので、こういった管理が必要になってくるかということも、まだ、少し検討といいますか、はっきりしていない部分もございます。

ただ、そこで活用される、利活用されるまちづくり会社の方にご協力を得ながら、何とか管理のほうをしていくという方向で検討ができたというふうに思っております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、6番、廣利君。

6番（廣利一志君） 私も実は、出資者の件については、同様のお考えがあると、あったというふうに聞いております。

今の答弁は、そういうことについては、アンケート等ではなかったと。

今、児玉議員も言われたように、同じ方かどうか分かりませんが、私も聞いております。

だから、そういう話をワークショップ等で聞いていて、その後の出資意思の確認とかいうところについて、ちょっと、やっぱり住民の皆さんの理解とかされていないと。

それと、やっぱり地元の理解とか、協力がないと、やっぱりうまくいかないというふうに思いますので、この今、出ているプランについて、どういう理解をこれから求めていくのかと。

それから、先ほどの出資の件についても、やっぱり数名の方が、そういうふうに地元、平福の方が、そんなふうにおっしゃっていますので。どんな、なぜ、そんなことが起きて

しまうのかなというふうなところが、ちょっと、すごく疑問です。いかがでしょう。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 私ども、前年から、そういった会議のほうを進めておるんですけど、ちょっと事務局のほうには、そういったご意見届いておりません。

それで、もし、そういったご情報あれば、私どものほうに、一度お伝えいただけたらというふうに思います。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 地域で、この活用について、いろいろとワークショップをしたりして、皆様のご意見を聞いたり、そうしたアンケート取ったりして進めてまいりました。

ただ、地域の、今、運営している道の駅のように、地域の皆さんでこれを運営していくことについては、これは難しいと、できないという結果になったわけですね。

その中で、地域外から、この運営者を募る。誰がこれを活用し、運営をしていくか。このことについて、ずっとそれに参加していただいていた、計画をいただいたノオトと、それから鹿青年部のメンバーの皆さんが自分たちで会社をつくってやろうという、そういう形で進めることに決定したわけですね。

ですから、地域の皆さんが、今、廣利議員や児玉議員が言われる出資ということについて、少なくとも会社を設立するメンバーとして、同じような形で、かなりの多額の出資をする意思があって、その経営に参加をしようとする出資なのか、今の道の駅ひらふくのように、皆さん方に1口幾らという形で地域の皆さん方が思っておられるような出資のあり方、株式会社としての1口、2口の出資だったらしますよという出資のあり方とは、また、これ全然違うわけです。

ですから、そういう意味で、今、会社を設立、今回するための参加者というのはなかったと。地域内ではできなかったという点。この点で、私は、今、会社を設立するためには2社が共同で資金を出し合ってするという形での会社設立になったというふうに理解をしておりますので、それは、今後、地域の皆さん方が、当然、この施設について、地域としての協力がないと、これはうまくいきません。そういう意味では、道の駅ひらふくをみんなが経営をしていただいているように、この道の駅とも一体となって、また、地域の皆さんにもご協力をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長（山本幹雄君） はい、ほかありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、6番、廣利君。

6番（廣利一志君） 繰り返しになりますけれども、その出資者というのは、今、言われるように、道の駅のように、1口幾らという形のものではなくて、経営参画を考えられて

の出資、私が聞いたのは、そういうふうに聞いております。

ですから、そのあたりを含めた、結局、ワークショップが何回かされましたけれども、最後のところが分からないままに来てしまったのではないかな。だから、平福の方、一部なのか、全体なのか分かりませんが、そういう理解をされてしまっているのではないかなというふうに思いますので、実際、この後、追加で出資が可能なのかどうか、あるいは、このプランについての説明を、どんなふうに今後、理解を求めることをされていくのか。今後の日程を含めて、ちょっと教えていただければと思います。

〔「議案の審議ですか」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 議案の審議だと思います。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 服部課長。

企画防災課長（服部憲靖君） まず、まちづくりのワークショップですけども、これにつきまして、3回行っておりますけども、その都度、各地域の平福のまちの方には、お知らせをいただいて、参加をしていただける状況で開催をしてきたところでございますので、そういった木村邸のことについて、考えているということについては、ご理解を得ているものと思います。

今後のことですが、少しこのコロナウイルスの関係で、日程は変わってきておりますが、まず、大体新しいまちづくり会社のほうの設立もでき、大体の設計案が固まりつつあるところでございますので、この3月に住民の皆様向けの説明会といたしますか、そういったことを、3月15日に地域で集まれる会が予定されておりましたので、そこでさせていただく予定にしておりました。

その前に、この3月の中で各自治会長さんが集まれる会がございますので、その前に自治会長会で事前にご説明して、地域全体の方には、そういった3月15日にご説明し、そういった中で、今後、地域の皆様と一緒に会社のほうを運営していきたいということを会社設立のメンバーの方は思っておられますので、その席には、会社のほうからも出席していただいて地域の方との交流を始めていくという予定でございました。

少し延期した形での開催になろうかと思います。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今、廣利議員のほうから、廣利議員のほうには、そうした経営参画も含めた出資を考えておられる方がいらっしゃる、そういうことを廣利議員は聞かれたということなんですけども、そういう積極的な方がいらっしゃるんでしたら、当然、これまで先ほど、担当のほうも申しましたように、ワークショップ等も何回も行い、その場で、そうした考えを申し述べていただければ、当然また、そこで検討もされたものと思います。

なぜ、私は、そういう話が議員のほうにはされたけども、そうした担当者、当然、その当事者、一番中心になって行っている役場、また、ノオト、そして鹿青年部、皆さん方にも、当然、それだけ積極的に考えていただけるんだったら、そういう話は、そういう方に

も一緒に、当然、先に話をしていただければよかったのではないかと思いますし、逆に、そこまでの、私の先ほど申しましたのは、そういうことがないというのは、出資ということに対してだけの考え方で、一般的な株式に何口投資するとか、それに参加するというような出資だと…の考え方だというふうに、私は、今の状況では理解しておりますので、先ほど、課長が申しましたように、当然、この計画については、地域の皆さん方に、また、説明会をさせていただいて、さらに地域の皆さんの協力を得るように、取り組んでまいりますので、よろしくお願いします。

議長（山本幹雄君） はい、よろしいですか。ほかありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第5号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第5号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第6号、町有財産の無償譲渡について（旧木村酒造場建物）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第6号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第6号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。
お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開を11時15

分といたします。

午前 10 時 58 分 休憩

午前 11 時 12 分 再開

議長（山本幹雄君） 定刻より少し早いですけども、休憩を解き、会議を再開したいと思います。

日程第 11. 議案第 7 号 町有財産の無償貸付けについて（旧瓜生原邸）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 11、議案第 7 号、町有財産の無償貸付けについて（旧瓜生原邸）を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 7 号、町有財産の無償貸付けにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

平福交流推進施設「旧瓜生原邸」については、平成 27 年 4 月 1 日に、町と平福文化と観光の会において 5 年間の無償貸付契約を締結し「お休み処瓜生原」として有効活用していただいておりますが、令和 2 年 3 月 31 日に期間満了を迎えます。

平福文化と観光の会は、引き続き「お休み処瓜生原」として有効活用を図りたいとの意向であり、引き続きまして、令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間の無償貸付契約の締結をするものでございます。

なお、平福文化と観光の会の会長、高木照雄氏をご逝去された後、会長不在であり、4 月以降に後任が決定をされますので、現時点における無償貸付の相手方は、副会長の寺田茂雄氏となります。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） ここのお客様の入込いうんですか、私も 3 回ほどは行ったことあるんですけど、そういう状況としては、どんな状態なんでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） はい、お答えいたします。

お休み処瓜生原邸につきましては、来客者といたしましては、当初、オープンいたしました1年目、2年目は約1万1,000人程度、それから後、最近につきましては、1万人を若干下回る9,000人台の利用者数があります。

収入額といたしましては、大体500万円前後を行き来しておりますが、若干の減少傾向ではございますけれども、何とかかんとか周りの地域の皆様が、従業員として非常に前向きにご協力いただきまして、細々とではございますが、町からも営業に当たりましての支援をしない中で、独立採算という前提の中で、何とか頑張っておられるという状況が続いておるところでございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

ほかないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第7号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第7号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第8号 財産の取得について（養護老人ホーム「佐用朝霧園」事務機器一式）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第12、議案第8号、財産の取得について（養護老人ホーム「佐用朝霧園」事務機器一式）を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第8号、財産の取得につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の財産の取得は、建設工事を進めております養護老人ホーム「佐用朝霧園」の事務機器備品を購入しようとするものでございます。

備品の内訳としましては、事務机、会議テーブル、書類収納庫などの事務機器備品と、玄関ホールや食堂娯楽室、談話室などで使用するテーブルセット、ソファなどの家具備品を購入することといたしております。

購入につきまして、1月20日に見積入札を行い、これにより契約金額767万5,360円、うち消費税及び地方消費税額69万7,760円で、兵庫県佐用郡佐用町佐用117番地2、佐用文具、山口靖典（やまぐち やすのり）氏に、決定をいたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条

例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） これ机、椅子、テーブル、ソファなんかですけど、今度、この買ったやつについては、林崎のほうへ持って行くんでしょうか。そこらへんは、どんなん。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 長峰高年介護課長。

高年介護課長（長峰忠夫君） はい、お答えいたします。

今回、入札により業者決定したものでございますけれども、債務負担行為により令和2年度に支払いをするということで、今回のものにつきましては、今、建設中の林崎の新しい佐用朝霧園のほうで、建設工事が完了した後に、納品をしていただいて、そちらのほうで使用するということにしております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、13番、平岡きぬゑ君。

13番（平岡きぬゑ君） 見積入札ですけど、入札関係者は何人あったんでしょうか。そこらへんの実態をお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 町長。

町長（庵逄典章君） こうした家具や備品というのは、なかなか、こちらで独自に設計はできません。

まず、やはり大きなそれぞれのメーカーの製品カタログがあって、そういうものから必要な物を職員がずっと選び出して、見積もりをしていただくという形になります。

そのために、町内業者におきましては、町内3社であります、取扱業者であります井上家具センター、それから(有)新教社、そして佐用文具、そして後、残り町外になりますけれども、(株)原田商事、木南書店、(株)ビジネスサービスというところについて見積りを依頼をして、その中で(有)新教社は見積り辞退、参加辞退をされております。

そういうことで、製品価格としては、それぞれ、ある程度、製品の定価といいますか、カタログ価格というものがあります。そういうものを参考値として、見積りをいただいているわけですが、参考値としましては、大体メーカーの製品定価といたしましては、総額で1,450万円ぐらいとなりますけれども、今回の落札につきましては、定価の約60パーセントぐらいで落札を決定をしたということであります。

52.92%、53%ぐらいで決定をしたという形になります。以上です。

議長（山本幹雄君） よろしいか。はい、ほかありますか。
ほかないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第8号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第8号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第9号 工事請負契約の変更について（養護老人ホーム「佐用朝霧園」移転改築工事）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第13、議案第9号、工事請負契約の変更について（養護老人ホーム「佐用朝霧園」移転改築工事）を議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第9号、工事請負契約の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

工事請負契約の変更は、昨年7月の臨時会におきまして、工事請負契約締結の承認をいただき、12月定例会におきまして、消費税及び地方消費税の税率改正に伴う契約金額の変更の承認をいただきました養護老人ホーム「佐用朝霧園」移転改築工事に係る契約額を増額変更しようとするものでございます。

変更の主な理由といたしましては、国道179号線から敷地内への入り口付近の部分につきまして、建設工事を行っている土地に隣接をしております、社会福祉法人平成福祉会の障害者支援施設と老人保健施設並びに、佐用朝霧園の利用者や職員の関係者などが共用で通行することとなりますので、当初予定よりも整備範囲を広げて舗装工事や門扉などを追加する必要が生じてまいりました。

また、2つの施設へ通じる以前使用されていた敷地内通路については、この工事に伴い、通行ができなくなったため、当初の計画では朝霧園の敷地に隣接して付け替えの通路を予

定をしておりましたが、敷地内の土地を効率的に有効利用することや、工事中の現場事務所、建設資材置き場などの確保のために、平成福祉会とも協議をいたしまして、国道から南側へ直進するルートに変更することといたしました。

これらにつきましては、現在施工中の本工事に追加して施工することにより、佐用朝霧園と隣接する施設との一体的な整備が図られ、国道への出入りがスムーズとなり交通事故発生の抑止につながることを期待をされます。

これらの追加により、消費税及び地方消費税を含む契約金額 8 億 6,350 万円を 2,602 万 7,100 円増額して、8 億 8,952 万 7,100 円に変更しようとするものでございます。

また、工期につきましても現契約では、完了日を令和 2 年 6 月 30 日といたしておりますが、昨年夏に台風接近が重なったことによる悪天候や、台風 19 号などによる東日本各地での台風被害の発生により、建設資機材などの調達の遅延があったために、当初予定より約 1 カ月ほど工期が遅れておりますので、完了日を令和 2 年 7 月 31 日まで延期することといたしております。

これに伴いまして、工事請負契約書に規定しております、債務負担行為に係る契約の特則につきまして、令和元年度及び令和 2 年度の請負額の支払限度額と、それに対応する各会計年度の出来高予定額につきましても、それぞれ変更をさせていただきます。

以上、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますようお願いをし、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 9 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 9 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14. 議案第 10 号 基本協定の変更について（姫新線播磨徳久構内架道橋新設工事に関する基本協定）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 14、議案第 10 号、基本協定の変更について（姫新線

播磨徳久構内架道橋新設工事に関する基本協定)を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長(庵逄典章君) それでは、ただ今、上程をいただきました議案第10号、基本協定の
変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

姫新線播磨徳久構内架道橋新設工事における軌道敷地内に関連する工事につきましては、
西日本旅客鉄道株式会社への工事委託するための基本協定書の締結につきましては、平成
28年9月の佐用町議会で、ご承認をいただき、令和元年12月に、JRへの委託工事につ
きましては完了をいたしました。が、工事の清算を行うために、このたび基本協定書の協定
金額を減額変更するものでございます。

主な変更理由といたしましては、構造物の基礎工事において、岩盤層が想定よりも安定
していたことにより、構造を変更したことや、工事の進捗につきましても、列車の運行に
影響なく順調に進められ、工事完了することができたことから、当初想定をしておりました、
安全のための仮設工事などが減ったことに加えて、保安関連工、これ監視員等になり
ますが、その数量が減ったことでございます。

協定金額といたしましては、当初、協定額消費税込みで8億4,297万8,000円を1億
7,887万7,079円減額をし、6億6,410万921円に変更しようとするものでございます。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定
により、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますように、改めてお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長(山本幹雄君) 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長(山本幹雄君) ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長(山本幹雄君) ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第10号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第10号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(山本幹雄君) 挙手、全員です。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されま
した。

日程第 15. 議案第 11 号 佐用町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 15、議案第 11 号、佐用町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 11 号、佐用町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

佐用町個人情報保護条例におきましては、その中で個人情報を目的外に利用することを制限しておりますが、本条例改正は、この制限を緩和しようとするものでございます。

具体的な改正といたしまして、第 7 条において、個人情報の目的外利用を原則禁止しており、除外規定によりまして、例えば「本人の同意のあるとき」や、「法律等の定めがあるとき」など、例外的に目的外利用を認めているところであります。しかしながら、行政サービスを提供しようとする部署が、法令等に定めのない独自のサービスを実施する場合には、個人情報の提供が受けられないために、対象者を把握することができず事業を実施する上で支障となっております。

つきましては、第 3 号の除外規定といたしまして、新たに、事務の遂行に必要な限度で、かつ内部で利用する場合であって、合理的な理由がある場合を加えることによって、実施機関内部において合理的な情報連携を図ることができ、行政サービスを真に必要とする町民の皆様にお届けすることができるものと考えております。

以上、ご承認をいただきますように、お願いを申し上げ、提案の説明といたします。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 11 号は、総務常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としています議案第 11 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 16. 議案第 12 号 佐用町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 16、議案第 12 号、佐用町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 12 号、佐用町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

このたびの改正でございますが、本条例において引用しております法律名の変更による条例改正でございます。

具体的には、固定資産評価審査委員会に、審査申出書が提出された場合に、委員会は書面審理を行うこととなり、町長に対して弁明書の提出を求めることとなります。その際、この弁明書は書面だけではなく電子データによる提出もできることとなっております、それを規定した法律名が「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」でございます。このたび、その法律名が、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」と改正されたため、本条例を改正するものでございます。

ご承認をいただきますようお願い申し上げ、提案の説明を終わります。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 12 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 12 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 17. 議案第 13 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 17、議案第 13 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、議案第 13 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず改正の 1 点目は、特別職にある常勤の職員が、特別職にある非常勤の職員を兼ねる場合は、非常勤の職員としての報酬は支給しないことを規定する改正でございます。

特別職につきましては、重複給与の禁止が法律で定められてはおりませんので、法的には支給することができますが、国に準じて報酬を支給しないこととするものでございます。

2 点目は、町立小中学校嘱託医及び保育園嘱託医の報酬額を改定するものであります。町立小中学校嘱託医の報酬につきましては、佐用郡医師会及び歯科医師会との協議により、兵庫県立学校医の報酬額を 1 年遅れて適用し、歯科医については内科医と同額の報酬を支払うこととし、また、町立保育園嘱託医については、小中学校嘱託医の報酬の半額を支払うことといたしております。

本年度、兵庫県立学校医「内科医」の報酬額が改定をされましたので、令和 2 年度より町立小中学校の嘱託医「内科医と歯科医」に対する年額報酬を 21 万 9,000 円から 22 万円に、町立保育園の嘱託医の「内科医と歯科医」に対する年額報酬を 10 万 9,500 円から 11 万円に改定をするものでございます。

ご承認を賜りますようお願い申し上げて、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 13 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 13 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 18. 議案第 14 号 佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 18、議案第 14 号、佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につ

いてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 14 号、佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

このたびの改正は、職員給与における 1 時間当たりの時間外勤務手当の算出方法を変更しようとするものでございます。

その内容でございますが、1 時間当たりの時間外勤務手当は、1 年間の給与額を 1 年間の勤務時間で除して算出をいたしますが、これまで、1 年間の勤務時間数は、1 週間の勤務時間 38.75 時間に 1 年間の勤務週 50 週を乗じて得た時間を適用をしてまいりました。今後は、労働基準法に基づき、1 週間の勤務時間 38.75 時間に 1 年間の勤務週 52 週を乗じた時間数から 1 日当たりの勤務時間 7.75 時間に実際の休日に乗じた時間数を減じた時間を 1 年間の勤務時間数として適用するものでございます。

ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 14 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としています議案第 14 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 14 号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 19. 議案第 15 号 佐用町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 19、議案第 15 号、佐用町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 15 号、佐用町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

このたびの一部改正は、特殊勤務手当といたしまして、新たに動物死体収集作業手当を設けるものであります。具体的な作業といたしましては、鹿、イノシシ、キツネ、タヌキ等が町道上等において死亡している場合、また、鹿等がのり網にかかっている場合に、現地に赴き確認をし、死体を回収し、それぞれ処理を行うものであります。

また、特殊勤務手当と申しますのは、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の特殊な勤務に対して手当として支給されるものでありますが、特に、道路上における死体処理は、原形をとどめないほど破損している場合や夏場においては腐敗により異臭を放っている場合が多くあります。さらに、道路上での作業は、大型トラック等の往来もあり、危険を伴うものであります。

つきましては、動物死体処理作業における特殊勤務手当といたしまして、1日につき700円を支給しようとするものでございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第15号は、総務常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としています議案第15号は、会議規則第37条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第20. 議案第16号 佐用町三日月健康福祉施設条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第20、議案第16号、佐用町三日月健康福祉施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第16号、佐用町三日月健康福祉施設条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

最初に、けんこうの里三日月トレーニングジムに係る現在までの経過を少し説明をさせていただきます。

けんこうの里三日月のトレーニングジムは、平成7年度に旧三日月町により設置をされた施設でございます。

利用状況ですが、開設した平成7年度の4,633人をピークとして、その後徐々に減少し、

平成 20 年度は 1,707 人、昨年度の平成 30 年度では 333 人で 1 日平均 1.2 人にまで減少をいたしております。

また、設置機器の 20 数台のほとんどが平成 7 年度開設当時の物であり、昨年度に定期的なメンテナンスを行いました。取替部品がないため今後は修繕が不可能という結果を受けております。

また、昨年度三日月連合自治会及び三日月地域づくり協議会連名で、けんこうの里三日月のトレーニング機器を地域の中心であります三日月支所内に設置してほしいという要望も受けております。

そのような経過を踏まえて、令和 2 年度当初予算に工事費を計上いたしております三日月支所庁舎大規模改造工事において、1 階トレーニングコーナーを新設することといたしております。

設置機器につきましては、誰でも安全に利用できるウォーキングとランニングができるマシンや自転車タイプのマシンを数台新規に購入して配置をすることといたしております。

開設は、令和 3 年 4 月 1 日を予定しており、よって、令和 3 年 3 月 31 日をもって、けんこうの里三日月のトレーニングルームを閉館としたいと考えております。

今回、上程をしております条例の一部改正につきましては、トレーニングジムの閉館に係る改正でございますが、附則で 2 段階の施行期日といたしております。

まず、令和 2 年 4 月施行の内容でございますが、第 3 条に規定をしております休憩室については、現在はございませんので、現状に合わせた改正でございます。

また、別表のトレーニングジムの 1 万 5,000 円の削除。これは本年 4 月 1 日から年間会員権 1 万 5,000 円を廃止するもので、閉館日の来年 3 月 31 日から遡って 1 年前に年間会員権を廃止する改正でございます。

次に、令和 3 年 4 月 1 日を施行日とする改正につきましては、トレーニングジムの閉館に対応した改正でございます。

ご承認をいただきますように、お願い申し上げて、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 16 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 16 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 21. 議案第 17 号 佐用町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 21、議案第 17 号、佐用町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 17 号の佐用町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本条例改正は、厚生労働省令の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の改定に伴い、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育に配置する支援員の資格基準を定めるものでございます。

現在、支援員の資格基準は厚生労働省令で、保育士や社会福祉士、教員免許を有する者等で、都道府県が実施する研修を修了した者及び令和 2 年 3 月 31 日までに修了する予定の者と定められております。

このたびの改正では、この「従うべき基準」が 4 月以降は「参酌すべき基準」に緩和され、地域の実情に応じて各自治体で基準を定めることができますが、学童保育の利用者の安全及び事業の質を維持するため、佐用町では従来の「従うべき基準」を資格基準とするとともに、これまで附則で規定していた都道府県が実施する研修の修了予定者を本則に明記し、支援員の確保に努めるものでございます。

また、5 年以上の従事者にあつては、支援員の研修を受けることにより支援員となることのできる改正でございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 17 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 17 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 22. 議案第 18 号 佐用町立学校設置条例の一部を改正する条例について

日程第 23. 議案第 19 号 佐用町立町民体育館条例の一部を改正する条例について

日程第 24. 議案第 20 号 佐用町支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 22 に入ります。日程第 22、日程第 23 及び日程第 24 を一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 22、議案第 18 号、佐用町立学校設置条例の一部を改正する条例について、日程第 23、議案第 19 号、佐用町立町民体育館条例の一部を改正する条例について及び、日程第 24、議案第 20 号、佐用町支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました議案第 18 号、佐用町立学校設置条例の一部を改正する条例及び議案第 19 号、佐用町立町民体育館条例の一部を改正する条例、並びに議案第 20 号、佐用町支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 18 号、佐用町立学校設置条例の一部を改正する条例につきましては、今年度末をもって利神小学校と三河小学校が閉校するに当たり、佐用小学校と利神小学校が統合により佐用小学校に、南光小学校と三河小学校が統合により南光小学校となることにより、利神小学校、三河小学校の 2 校を削除するものでございます。

次に、議案第 19 号、佐用町立町民体育館条例の一部を改正する条例につきましては、利神小学校と三河小学校の閉校に伴い、各学校の体育館の管理運営を町民体育館へ変更することにより、利神体育館、三河体育館の 2 体育館を追加するものでございます。

最後に、議案第 20 号、佐用町支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例につきましては、三河小学校と南光小学校の統合によりまして、三河小学校が閉校となりますので、三河出張所の所管区域を三河小学校区から旧三河小学校区へ改正をするものでございます。

以上、ご承認をいただきますようお願い申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしています議案第 18 号、議案第 19 号及び議案第 20 号については、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議案第 18 号、佐用町立学校設置条例の一部を改正する条例についてに対する

質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 18 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 18 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第 19 号、佐用町立町民体育館条例の一部を改正する条例についてに対する
質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 19 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 19 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第 20 号、佐用町支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例についてに
対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 20 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 20 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 25. 議案第 21 号 佐用町学童保育条例の一部を改正する条例について

日程第 26. 議案第 22 号 佐用町ふれあい町民プール条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 25 に入ります。日程第 25 及び日程第 26 を一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 25、議案第 21 号、佐用町学童保育条例の一部を改正する条例について及び、日程第 26、議案第 22 号、佐用町ふれあい町民プール条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました議案第 21 号、佐用町学童保育条例の一部を改正する条例及び議案第 22 号、佐用町ふれあい町民プール条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 21 号、佐用町学童保育条例の一部を改正する条例につきましては、令和 2 年度から佐用学童保育について、現在の佐用マリア幼稚園から佐用町ふれあい町民プールへ開設地を変更することによるものでございます。

次に、議案第 22 号、佐用町ふれあい町民プール条例の一部を改正する条例につきましては、前述の変更に伴い、実施場所となる佐用町ふれあい町民プール内、多目的ホールの供用を廃止するため多目的ホールの項を削除するものでございます。

ご承認を賜りますように、お願いを申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（山本幹雄君） ここでお諮りします。お昼が来ようとしておりますが、このまま審議を継続したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議がございませんので、このまま審議を続行します。

提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしています議案第 21 号及び議案第 22 号については、本日即決とします。
順次、質疑、討論、採決を行いますのでよろしくお願いします。

それでは、議案第 21 号、佐用町学童保育条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） この開設場所の変更は、佐用マリア幼稚園からなんですけれど、この場所、新たに作る佐用町ふれあい町民プールは、いわゆる臨時的と言うたらあれですけども、開設については、どういう、短期間か、長期なのか、そこらへんも含めて、開設変更のことについて、説明をお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵辻町長。

町長（庵辻典章君） 佐用マリア幼稚園が実施いただいております学童保育につきましては、昨年、突如と言っていいほど、急にマリア幼稚園のほうから、これまでの委託を解消したいという申出があって、いろいろと説明を受けた中で、これはやむを得ないだろうということで、町が独自に開設をするということとなりました。

そのことを受けて、どこで開設するか。やはり子供たちの一番使いやすい便利なところというところを、求めたいわけですが、なかなか、そうした学校内に空き教室がないということでもありましたので、佐用町民プールの多目的ホールというのは、ほとんど利用をしておりません。そういう中で、佐用小学校内の校地と体育館が上にありますから、預かる児童においては、一番安全で便利な場所ということであり、預かる児童数においても、現在のマリア幼稚園で受けている学童保育数であれば、そこで学童保育をすることができるということで、来年度から佐用町民プールの多目的ホールを使つての学童保育を開始するということに、教育委員会のほうと、いろいろ協議をして決定をさせていただいたところです。

ただ、今、平岡議員がおっしゃるように、これ一時的なものかどうかというお話なんですけれども、なかなか場所があれば、学童保育専用の施設を、今後、計画していくということも、当然、考えられますけれども、今の状況を見ていただきますと、そんなに余裕のある敷地でもありませんし、現在、多目的ホールが十分使えれば一番便利なところにあります。ですから、あまり 1、2 年というような短期で考えるのではなくて、当面、一番、あそこが使いやすい状況の中で、学童保育を開設すればいいのではないかと。そういう状況の中で、今後の状況が変化があれば、また、それはそれで、考えていく課題ではないかとは思っておりますけれども、あまり短期間だけ仮設的に使うということは考えておりません。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） マリア幼稚園さんで受け入れがされていた児童数であれば、次年度

からも可能だという判断なんですけれど、次年度からは利神小学校が統合することによって児童数も増えてきて、学童保育の利用者というか、希望者も増えるのではないかと思うんですけど、そこらへんの実態は、十分受け入れられるというか、新年度からでもできるという状況にあるんでしょうか。伺います。

〔教育課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） はい、お答えいたします。

確かに、それを、こちらのほうも一番心配しておったんですけども、2月末で申し込みを締め切りましたところ、令和2年度の申込者数は通年利用者で46人となっております。

ちなみにマリア幼稚園で受け入れをしておりました令和元年度、今年度につきましては42人でございました。ですので、4人の増ということになってございますので、新しくプールのほうで開設する学童保育については、おおむね60人ぐらいを定員と想定しておりましたので、何とかここで対応できると考えております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） マリアで42人、今度、利神がこっちへ来ても46人という体制なんですけれど、今、言われた、宇多課長が言われたように60人ぐらいは受け入れできるというふうに、考えていらっしゃるんですけど、そこの面積については、何ぼぐらいこのあるんですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、宇多課長。

教育課長（宇多雅弘君） 面積については、今ここに、手元に資料はございませんけども、学童保育の定員の考え方は、1人1.65平米で計算するというのが基準としてございますので、そのプールの多目的ホールの面積から割り戻した定員が60人と、1.65で割り戻した人数が60人ということでございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これから議案第21号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 21 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 22 号、佐用町ふれあい町民プール条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。これより議案第 22 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第 22 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後 1 時 25 分とします。

午後 0 0 時 0 6 分 休憩

午後 0 1 時 2 2 分 再開

議長（山本幹雄君） 定刻より、少し早いですが、休憩を解き、会議を再開します。

日程第 27. 議案第 23 号 佐用町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定について

日程第 28. 議案第 24 号 佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 27 に入ります。日程第 27 及び日程第 28 を一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 27、議案第 23 号、佐用町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定について及び、日程第 28、議案第 24 号、佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、一括を上程いただきました議案第 23 号、佐用町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定について、及び議案第 24 号、佐用町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 23 号、佐用町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本条例につきましては、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律に基づき、各自治体が定めるもので、町においては、小中学校の校医、歯科医、薬剤師がこの保険の適用を受けることになります。

これまで、学校医については、佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例並びに補償額を補うため民間保険に加入をしておりましたが、このたび保険を一本に整理をし、法律に基づいた充実した補償の適用を受けようとするものでございます。

なお、補償の範囲、金額等については、別添のとおり教育委員会規則で定めることといたしておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

次に、議案第 24 号、佐用町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、新旧対照表の第 2 条でございますが、これまで、佐用町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償につきましては、本条例において規定をされておりましたが、先ほど上程、説明いたしました議案第 23 号において、新たに学校医等の公務災害補償に関する条例制定案を上程いたしましたので、これに伴い学校医等の公務災害について本条例から除外するための改正でございます。

次に、新旧対照表の 5 条に補償基礎額とありますが、その額の算定において、これまで報酬等を支給される職員の対象となっておりましたが、令和 2 年 4 月から会計年度任用職員制度を導入することに伴い、フルタイム会計年度任用職員には、給料が支払われることとなりますので、給料を支給される職員の補償基礎額の算定について規定を新たに設けるものであります。

以上、ご説明申し上げましたとおり、ご承認賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。提案の説明を終わらせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより順次、質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第 23 号及び議案第 24 号につきましては、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

まず、議案第 23 号、佐用町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償

に関する条例の制定について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

続いて、議案第 24 号、佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としています議案第 23 号及び議案第 24 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 23 号及び議案第 24 号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 29. 議案第 25 号 佐用町印鑑条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 29、議案第 25 号、佐用町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 25 号、佐用町印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正が行われたことにより、佐用町印鑑条例の一部を改正するものでございます。

主な内容につきましては、「成年被後見人」から「意思能力を有しない者」に改めるものです。これに併せて、その他所要の規定の整備を行うものでございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げて、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 25 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 25 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 30. 議案第 26 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 30、議案第 26 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 26 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。
今回の改正は、兵庫県とともに実施する福祉医療費助成事業におきまして、県の福祉医療費助成実施要綱が改正されたことにより、引用条文の整備が必要となりましたので、これを改正しようとするものでございます。
ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
本案については、本日即決とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 26 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 26 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 26 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 31. 議案第 27 号 佐用町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 31、議案第 27 号、佐用町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 27 号、佐用町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び同施行令の改正が施行され、災害援護資金の償還金支払猶予について新たに規定されたほか、支払猶予や償還免除等の判断をするに当たり、借受人もしくはその保証人に報告を求め、官公署に対して必要な資料の提供を求めることが規定されたことにより、関係条例の改正をするものであります。

今回の改正内容は、災害援護資金の償還金支払猶予について、新たに法律に追加されたことと、追加されたことによる条番号の繰り下げへの対応。また、法律施行令の改正により、支払猶予について規定された令第 12 条を追加をいたしました。

ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
本案については、本日即決とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 27 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 27 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 32. 議案第 28 号 佐用町保育園条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 32、議案第 28 号、佐用町保育園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 28 号、佐用町保育園条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

佐用町保育園規模適正化計画に基づき、今年 4 月 1 日に三河保育園を南光保育園へ統合し、三河保育園を閉園とするため、別表から三河保育園に関する条項を削除するものであります。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 28 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 28 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 28 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 33. 議案第 29 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 33、議案第 29 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 29 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、兵庫県の国民健康保険運営方針に沿った保険税の賦課割合に合わせるとともに、町の国民健康保険財政安定化を図るために、国民健康保険税の税率の改定を行うものでございます。

ご存じのように、国民健康保険は、平成 30 年度から、都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担い、国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことにより、国民健康保険制度の安定化を図ることとされております。

そこで、同一所得・同一保険料という保険制度の理想を目指し、県と市町が共通認識のもと、一体となって国民健康保険の財政運営の安定化、事務の標準化、広域化及び効率化を推進するために、県内国保の運営に関する方針として、兵庫県国民健康保険運営方針が策定をされております。

兵庫県の第 2 期財政安定化支援方針において、「保険料の算定方式として、所得割、均等割、平等割の 3 方式を目指す。」としてあり、県下においても 3 方式を採用する市町が増加をしております。本町においても、令和 2 年度分からの課税において資産割を廃止した中で、応能割 50、応益割 50 の賦課割合を想定した税率でございます。

また、県が算定した国民健康保険事業費納付金の額は、年度内で変更が行われませんので、その額を納付する必要があります。被保険者数が減少する傾向がある中、町の国民健康保険財政安定化を図るためにも、今回、国民健康保険税の税率の改定を行おうとするものですのでご理解いただきたいと思います。

以上、ご承認賜りますように、よろしくお願いを申し上げて、提案理由のご説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 29 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としています議案第 29 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 29 号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 34. 議案第 30 号 佐用町南光自然観察村条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 34、議案第 30 号、佐用町南光自然観察村条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 30 号、佐用町南光自然観察村条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、施設のより効率的な経営の向上を目指し、使用料の改正をするものでございます。

主な内容につきましては、繁忙期や閑散期など各シーズン応じて休日及び休日前と平日の別に需給バランスを勘案した上で使用料を設定できるよう、第 7 条、使用料の別表及び備考を改正をいたします。

この改正により、利用状況やお客様のニーズ、周辺の状況等に応じて、効果的できめ細かな使用料の設定が可能となります。

以上、ご説明申し上げたとおりご承認賜りますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 30 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としています議案第 30 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 30 号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 35. 議案第 31 号 佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 35、議案第 31 号、佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 31 号、佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、高齢者等外出支援事業の一環として実施をしておりますタクシー運賃助成事業の助成券購入冊数の改正でございます。

タクシー運賃助成事業の平成 30 年度の利用実績は、年間延べ利用者数が 1 万 4,180 人、助成券年間購入者 656 人となっており、さよさよサービスやコミュニティバスと共に高齢者や障害者の方々の移動手段として、多くの方々にご利用をいただいております。

平成 30 年度のタクシー助成券の販売数は、年間 1,339 冊となっており、そのうち 1 冊のみ購入者は 197 人、2 冊購入者 235 人、3 冊購入者は 224 人で、助成券購入者の 34%の方が上限の 3 冊を購入をされております。

つきましては、高齢者や障害者の方々の自立した生活支援をより充実させるため、現在 1 人 3 冊までとしている助成券を 1 人 5 冊まで購入できるように改正をしようとするものであります。

上限 5 冊にいたしますと、1 冊 12 枚綴りでありますので、年間 60 回の助成券が利用でき、例えば 2 週間に 1 回、往復で助成券を利用して、薬の処方、通院などに利用することが可能となります。

なお、助成券拡充に伴いますタクシー運賃助成委託料を約 300 万円の増額を見込んでおりますので、令和 2 年度当初予算に計上をさせていただいております。

ご説明申し上げましたとおり、原案どおりご承認をいただきますように、お願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 31 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としています議案第 31 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 31 号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 36. 議案第 32 号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第 37. 議案第 33 号 佐用町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について

日程第 38. 議案第 34 号 佐用町営改良住宅条例の一部を改正する条例について

日程第 39. 議案第 35 号 佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 36 に入ります。日程第 36 から日程第 39 までを一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 36、議案第 32 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例についてから、日程第 39、議案第 35 号、佐用町営定住

促進住宅条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました議案第 32 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例、議案第 33 号、佐用町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例、議案第 34 号、佐用町営改良住宅条例の一部を改正する条例、及び議案第 35 号、佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、去る 2 月 21 日の全員協議会におきまして、町営住宅の入居資格要件等の緩和について、ご説明を申し上げましたとおり、空室が増えている現状や、民法の一部改正、公営住宅法による規制内容等、町営住宅をとりまく社会環境の変化に伴い、入居資格要件や入居の際の条件などを緩和することで、住宅困窮者に対して少しでも入居しやすい町営住宅となるよう、町営住宅条例等の一部を改正しようとするものでございます。

主な内容につきましては、「連帯保証人の廃止」「みなし特定公共賃貸住宅としての活用」「同居親族要件の廃止」を行うものであります。

まず、連帯保証人の廃止についてでございますが、現在、町営住宅の申し込みには、2 名の連帯保証人が必要でございますが、佐用町営住宅条例、佐用町営特定公共賃貸住宅条例、佐用町営改良住宅条例及び佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正して、入居の際の要件にある連帯保証人を廃止したいと考えております。

次に、みなし特定公共賃貸住宅としての活用を追加する件でございますが、特定公共賃貸住宅は、中堅所得者等の居住の用に供する賃貸住宅であり、所得要件によって一般の町営住宅に入居することができない方も入居することができます。町営住宅条例の一部を改正して、一般の町営住宅を、みなし特定公共賃貸住宅として活用できるようにしたいと考えております。

最後に、同居親族要件の廃止についてでございますが、現在、町営住宅の入居資格の原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要件といたしております。しかし、町人口の著しい減少に伴い、空室が増加している現状でありますので、町営住宅条例の一部を改正し、同居親族要件を廃止したいと考えております。

それぞれ、今、説明をさせて、提案をさせていただきましたとおりの承認をいただきますように、お願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより順次、質疑に入りますが、ただ今、議題としています議案第 32 号から議案第 35 号までについては、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。

まず、議案第 32 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） 私、産厚委員に入っておりませんので、ちょっとここで聞かせても

らいますけれど、32号の一番最後の分で、用途変更して、いろいろ自分が使い勝手がいいようにしたと、そして、1の中で原状復帰で復旧しますと書いてあるんですけど、やむを得ずできない場合は、無条件で無償で現状のまま町に引き渡しますと。そして、この場合、ほなら次、後入った人が、これ取っ払ってくれと言ったら、これは誰が取っ払うん。

〔商工観光課長「32号ですか」と呼ぶ〕

9番（岡本義次君） 32号の一番最後のところ。参考資料の5の5のどこ。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） すみません、参考資料にあります、この今回の条例の改正じゃないですね。これまでの条例の中、そのままの条例に対しての質問であろうかと思えますけれども、自費で、自分で改築されたり、いろいろとしたものがあると、それを原形に復旧すると。それができない場合、無条件で現状のまま引き渡す。その無条件で現状のまま町に引き渡されれば、それは町の物になります。ですから、今度、入居される方には、その現状のまま町の物として入居をしていただくという形になります。

当然、入居に支障になるような物は、当然、原形復旧をしていただきますけれども、特別に入居して生活に支障のないような物につきましては、それはもう既に町の物として、町営住宅の一部として、そのまま入居していただくと、そういう取り扱いになります。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 岡本君。

9番（岡本義次君） そしたら、次入った人が、それ今のそういうやつは、わし要れへんから取っ払ってくれと言ったら、町が取っ払わんとしようがないということやね。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そのことがあることを前提に、条件で、そのまま承諾をいただいて入居をいただくということです。

9番（岡本義次君） 次の人がね。

議長（山本幹雄君） ほかありますか。ほかないですか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

続いて、議案第33号、佐用町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
続いて、議案第 34 号、佐用町営改良住宅条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
続いて、議案第 35 号、佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
ただ今、議題としています議案第 32 号から議案第 35 号までを、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 32 号から議案第 35 号までは、総務常任委員会に付託することに決定しました。

〔「(聴取不能)」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） もとへ、議案第 32 号から議案第 35 号までは、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 40. 議案第 36 号 佐用町三日月福祉施設職員住宅条例を廃止する条例について
日程第 41. 議案第 37 号 町有財産の無償譲渡について（佐用町三日月福祉施設職員住宅）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 40 に入ります。日程第 40 及び日程第 41 を一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 40、議案第 36 号、佐用町三日月福祉施設職員住宅条例を廃止する条例について及び、日程第 41、議案第 37 号、町有財産の無償譲渡について（佐用町三日月福祉施設職員住宅）を一括議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました議案第 36 号、佐用町

三日月福祉施設職員住宅条例を廃止する条例についてと、議案第 37 号、町有財産の無償譲渡についての提案のご説明を申し上げます。

今回の財産の譲渡は、佐用町志文に旧三日月町が建設をいたしましたサンホームみかづき職員住宅とその附帯施設を無償にて譲渡しようとするものでございます。

2 月の全員協議会でもご説明をしておりますように、三日月福祉施設職員住宅につきましては、社会福祉法人博愛福祉会が特別養護老人ホームサンホームみかづきを平成 6 年 4 月に開設するに当たり、当時の旧三日月町が同施設での職員の就業支援のため、隣接する土地に職員住宅を建設したものでございます。

サンホームみかづきでは、開設当時、特別養護老人ホーム、通所介護事業、短期入所事業、在宅介護支援事業などを実施されており、これらを利用する高齢者を受け入れるために、施設で勤務する職員を採用するに当たって、近隣在住者だけでなく、資格を持った方で遠方の方にも勤務していただくための職員確保の支援策として設置をされたものであります。

この三日月福祉施設職員住宅は、軽量鉄骨造 2 階建の構造で、2DK 4 戸、3DK 4 戸の計 8 戸の建物でありまして、旧三日月町が兵庫県住宅供給公社へ委託をして、工事費 7,259 万 4,400 円で建設されたものでございます。平成 6 年 4 月以降、各居室の入居者の有無にかかわらず、佐用町三日月福祉施設職員住宅条例に基づいて、使用者である博愛福祉会から月額 22 万円を使用料として徴収をしてきております。

その後、介護老人福祉施設をはじめ、介護事業、介護予防事業を実施運営する施設が、他の地域でもできており、いつまでも博愛福祉会のみで職員住宅を提供することが不自然な状況になっており、さらには、今後も継続して町が管理をする場合の管理コストや耐用年数が経過した後の建て替え等の諸課題などを考慮し、佐用町から博愛福祉会へ土地と建物を譲渡することを提案し、このほど、譲渡についての合意ができたところでございます。

譲渡内容といたしましては、福祉施設職員住宅と附帯するプロパンガス庫、福祉施設車庫の 3 棟の建物については、建築後 25 年が経過をし、老朽化により建物の評価価値が著しく下がっていることと、この間、住宅使用料として今年度末で合計 6,600 万円を徴収していることなどを考慮して、現状の建物の状態で無償にて、令和 2 年 4 月 1 日をめどに譲渡することで合意に至りました。

については、適正な対価なくして譲渡することになりましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

また、譲渡後におきましては、町有財産でなくなりますので、同施設にのみに適用しておりました佐用町三日月福祉施設職員住宅条例及び同条例施行規則を廃止しようとするものでございます。

以上、説明をさせていただいたとおりご承認をいただきますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

ちょっと、すみません。説明の中で、1 つ追加をして説明申し上げますけれども、この土地につきましては、先般の全員協議会でも申し上げましたとおり、用地、そのところにあります土地については、サンホームみかづき、博愛福祉会のほうに有償で譲渡契約をさせていただきます。その面積約 1,000 平米近くあったと思いますけれども、それについては、それぞれ評価をした中で、その価格についても合意に至っております。追加して、説明に加えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山本幹雄君）

提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしています議案第 36 号及び議案第 37 号については、本日即決とします。順次、質疑、討論、採決を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 36 号、佐用町三日月福祉施設職員住宅条例を廃止する条例についてに
対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 36 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 36 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 36 号は、原案のとおり可決されま
した。
続いて、議案第 37 号、町有財産の無償譲渡について（佐用町三日月福祉施設職員住宅）
に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 37 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 37 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 37 号は、原案のとおり可決されま
した。

-
- | | | |
|---------|----------|---|
| 日程第 42. | 議案第 38 号 | 令和元年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）について |
| 日程第 43. | 議案第 39 号 | 令和元年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）につい
て |
| 日程第 44. | 議案第 40 号 | 令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 4 号）につ
いて |
| 日程第 45. | 議案第 41 号 | 令和元年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 4 号）について |
| 日程第 46. | 議案第 42 号 | 令和元年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 3 号）について |

- 日程第 47. 議案第 43 号 令和元年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）について
- 日程第 48. 議案第 44 号 令和元年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 49. 議案第 45 号 令和元年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 4 号）について
- 日程第 50. 議案第 46 号 令和元年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 42 に入ります。日程第 42 から日程第 50 までを、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって日程第 42、議案第 38 号、令和元年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）についてから、日程第 50、議案第 46 号、令和元年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）についてまでを、一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 38 号から議案第 46 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 38 号、佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）から説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5 億 664 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 130 億 7,177 万 9,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明いたします。

町税につきましては、2,606 万 1,000 円の増額でございます。うち、町民税、固定資産税は 1,331 万 1,000 円、1,450 万円の増額。軽自動車税は 175 万円の減額。それぞれ収入見込みによるものであります。

分担金及び負担金につきましては、437 万 1,000 円の減額となります。

使用料及び手数料につきましては、533 万 8,000 円の増額でございます。

国庫支出金につきましては、171 万 7,000 円の減額。うち、国庫負担金、国庫補助金は 5 万 3,000 円、170 万円の減額。国庫委託金は 3 万 6,000 円の増額でございます。

県支出金につきましては、1 億 1,385 万 6,000 円の減額となり、うち、県負担金、県補助金、県委託金、それぞれ 2 万 7,000 円、8,114 万 6,000 円、3,268 万 3,000 円の減額となり、県補助金の減額は、佐用朝霧園移転改築工事の進捗率に伴う、高齢者福祉施設等整備費補助金の減額が主な要因でございます。

財産収入につきましては、361 万 1,000 円の増額となり、寄附金につきましては、480 万円の増額でございます。

繰入金につきましては、9,771 万 2,000 円の減額でございます。うち、特別会計繰入金は 131 万 8,000 円の増額。基金繰入金は 9,903 万円の減額で、財政調整基金繰入金は 6,000 万円の減額、災害復興基金繰入金は、被災町道整備事業など各充当事業の精査により減額をいたしております。

諸収入につきましては、雑入 479 万 8,000 円の減額。

町債につきましては、3億2,400万円の減額で、各事業の精査によるものでございます。

次に、歳出についてを説明をさせていただきます。予算書3ページをご覧ください。

総務費につきましては、1億5,756万7,000円の減額で、うち、総務管理費は、1億4,277万円の減額、主なものといたしましては、情報通信施設費の工事請負金、備品費の減額でございます。徴税費、戸籍住民登録費、選挙費、統計調査費は、それぞれ、146万5,000円、30万円、1,279万1,000円、24万1,000円の減額となっております。

民生費につきましては、2億6,224万9,000円の減額で、うち、社会福祉費は2億6,366万7,000円の減額となり、佐用朝霧園移転改築事業費の精査によるものが、主なものでございます。児童福祉費、国民年金事務取扱費は、140万9,000円と9,000円の増額でございます。

衛生費につきましても、4,490万3,000円の減額であり、うち、保健衛生費、清掃費ともに、事業の精査によるもので、3,482万1,000円、1,008万2,000円の減額となっております。

農林水産業費につきましては、6,206万円の減額で、うち、農業費は2,824万1,000円、林業費は3,381万9,000円の減額でございます。

商工費につきましては、650万円の減額となり、土木費につきましては、7,113万3,000円の減額でございます。うち、土木管理費は329万円の減額。道路橋梁費は6,056万4,000円の減額で、道路維持や新設改良事業など、実績見込みにより減額をいたしております。河川費、下水道費、住宅費におきましても、それぞれ、事業費の精査により補正をいたしております。

消防費につきましては、2,341万6,000円の減額となっております。

教育費につきましても、363万7,000円の減額となり、うち、小学校費、社会教育費、保健体育費におきまして、それぞれ109万4,000円、52万6,000円、201万7,000円の減額となっております。

公債費につきましては、繰上償還の財源として、元金を1億4,240万4,000円増額いたしております。

諸支出金につきましては、358万3,000円の減額でございます。うち、公営企業費は484万5,000円の減額。基金費は126万2,000円の増額で、基金利子の確定によるものでございます。

次に、繰越明許費の補正でございますが、第2表、繰越明許費補正により、説明をさせていただきます。農林振興課及び、建設課の各事業におきまして、繰越額を決定するものでございます。

次に、債務負担行為の変更でございますが、第3表、債務負担行為補正によりまして説明をさせていただきます。予算書、同じく5ページをご覧ください。

高齢者福祉施設整備事業につきましては、佐用朝霧園移転改築事業の令和2年度における工事請負金などを増額補正し、三日月支所庁舎大規模改造事業におきましても、施工監理委託料を増額するものでございます。

最後に、地方債の追加、変更でございますが、第4表、地方債補正によりまして、ご説明させていただきます。予算書6ページをご覧ください。

河川整備事業は、緊急自然災害防止対策事業債を充当するため、限度額を追加で設定するものであります。

過疎地域自立促進事業は、追加認定により、限度額を1億6,380万円に改めております。

道路長寿命化、道路新設改良事業につきましては、事業費の精査により限度額を増額するものでございます。

以上で、一般会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 39 号、令和元年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,768 万 9,000 円を減額し、総額をそれぞれ 21 億 6,811 万 4,000 円に改めるものでございます。

それでは、歳入からご説明をさせていただきます。

国民健康保険税につきましては、708 万円の減額で、実績見込みによるものであります。

県支出金につきましては、県補助金 6,770 万円の減額で、実績見込みによるものでございます。

財産収入につきましては、1 万 1,000 円の増額で、保険給付費準備基金預金利子でございます。

繰入金につきましては、708 万円の増額であります。

次に、歳出についてであります。保険給付費につきましては、6,770 万円の減額でございます。内訳といたしましては、実績見込みにより、療養諸費 5,770 万円、高額療養費 1,000 万円が、それぞれ減額でございます。

基金積立金につきましては、国民健康保険支払準備基金積立金で、1 万 1,000 円の増額であります。

以上、国民健康保険特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 40 号、令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 4 号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 29 万 5,000 円を追加し、総額をそれぞれ 3 億 1,139 万 2,000 円に改めるものでございます。

それでは、歳入から説明をさせていただきます。

県広域連合支出金につきましては、県広域連合補助金で 2 万 7,000 円の増額でございます。

繰入金につきましては、他会計繰入金で 26 万 8,000 円の増額でございます。

次に、歳出についてであります。後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料等負担金過年度分で、29 万 5,000 円の増額となっております。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 41 号、令和元年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 4 号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,420 万 8,000 円を減額し、総額をそれぞれ 27 億 7,812 万 3,000 円に、サービス事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 131 万 8,000 円を追加をし、総額を 450 万円に改めるものでございます。

その中身につきまして、まず、歳入から説明をさせていただきます。

国庫支出金につきましては、186 万 6,000 円の増額でございます。うち、国庫負担金におきましては 278 万 7,000 円の増額で、介護給付費負担分の概算交付額の実績見込みでございます。国庫補助金におきましては 92 万 1,000 円の減額で、介護保険システム改修費の実績に基づく補助金の減額であります。

支払基金交付金につきましては、2,500 万 5,000 円の減額。

県支出金につきましては、704 万 6,000 円の減額でございます。これらにつきましても、いずれも介護給付の実績見込みに基づくものであります。

財産収入につきましては、財産運用収入におきまして 7 万 2,000 円の増額。介護保険給付費準備基金預金利子の増額であります。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 409 万 5,000 円の減額となっております。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては、80万4,000円の減額であります。うち、総務管理費におきましては34万3,000円の減額。介護認定審査会費におきましては45万円の減額で、認定調査費等、実績見込みに基づく減額であります。運営協議会費におきましては1万1,000円の減額で、実績見込みに基づく減額でございます。

保険給付費につきましては、3,486万円の減額であります。うち、介護サービス等諸費におきましては4,400万円の減額。介護予防サービス等諸費におきましては630万5,000円の増額。高額介護サービス等費におきましては283万5,000円の増額。それぞれ、給付額の実績見込みに基づくものであります。

地域支援事業費につきましては、130万3,000円の増額でございます。うち、介護予防・生活支援サービス事業費におきましては154万9,000円の増額となっております。包括的支援事業費におきましては24万6,000円の減額。それぞれ、事業費の実績見込みに基づくものであります。

基金積立金につきましては、15万3,000円の増額であります。

続いて、サービス事業勘定についての説明をいたします。

歳入でございますが、サービス収入につきましては、131万8,000円の増額。予防給付費収入及び介護予防・日常生活支援総合事業費収入の実績見込みであります。

次に、歳出でございますが、諸支出金につきましては、一般会計への繰出金131万8,000円の増額となっております。

以上で、介護保険特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第42号、令和元年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第3号）についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ514万円を減額し、総額をそれぞれ1億990万3,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。1ページをご覧ください。

事業収入につきましては、2,290万5,000円の減額で、生活扶助費と施設事務費でございます。

寄附金につきましては、1万9,000円の増額。一般寄附金でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金1,814万5,000円を増額いたしております。

諸収入につきましては、39万9,000円の減額であります。うち、受託事業収入におきまして30万9,000円の減額。雑入におきましては、9万円の減額で、いずれも実績見込みに基づくものであります。

次に、歳出でございますが、民生費につきましては、老人ホーム費におきまして514万円の減額。運営費など、実績見込みに基づくものでございます。

以上で、朝霧園特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第43号、令和元年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第4号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,121万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,561万9,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明させていただきます。予算書1ページをご覧ください。

財産収入につきましては、財政調整基金預金利子2万3,000円を減額いたしております。

繰入金につきましては、精算見込みにより一般会計繰入金2,716万9,000円を減額しております。

諸収入につきましては、雑入1,608万円の増額で、国県道の改良工事に伴う水道管移設補償費でございます。

町債につきましては、4,010万円の簡易水道事業債の減額で、対象事業の精算見込みに

よるものであります。

次に、歳出でございますが、簡易水道事業費につきまして、5,121 万 2,000 円を減額し、うち、管理費におきましては 2,288 万 3,000 円の減額で、主なものは消費税の納付額確定によるものでございます。建設改良費につきましては 2,832 万 9,000 円の減額で、工事請負費、委託料の精算見込みによるものでございます。

次に、繰越明許費補正でございますが、県道改良工事に伴う水道管本設工事を、県土木との協議により年度内発注する必要が生じたため補正をしようとするものでございます。

以上、簡易水道事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 44 号、令和元年度、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案について、提案のご説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,665 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 6,299 万円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明させていただきます。

分担金及び負担金につきましては、172 万 5,000 円の増額で、実績による増加であります。

使用料及び手数料につきましても 1 万円の増額で実績に基づくものであります。

国庫支出金につきましては、国庫補助金 517 万円の減額で、対象事業の精算見込みによるものでございます。

繰入金につきましては、精算見込みにより一般会計繰入金 356 万 6,000 円を増額いたしております。

諸収入につきましては、雑入 211 万 4,000 円の増額で、県道改良工事に伴う下水道管移設補償費でございます。

町債につきましては、公共下水道債 4,890 万円の減額で、本年度整備計画の見直しと対象事業の精算見込みによるものであります。

次に、歳出でございますが、公共下水道事業費につきましては、4,665 万 5,000 円を減額し、うち、管理費におきまして、消費税申告に伴う減額 561 万 2,000 円が主なものでございます。事業費につきましては 4,104 万 3,000 円の減額で、本年度整備計画の見直しと精算見込みによる、委託料 1,189 万 8,000 円の減額、工事請負費 4,623 万 3,000 円の減額、補償費 1,700 万円の増額が主なものでございます。

次に、繰越明許費の追加でございますが、第 2 表の繰越明許費補正によって、説明をさせていただきます。

公共下水道事業費の、委託料として佐用浄化センターの前処理施設基本設計委託料を、工事請負費として三日月浄化センターの前処理施設建設事業外 1 件を合わせて 2 億 4,688 万円を、地方自治法第 213 条の規定する繰越明許費に設定をするものであります。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 45 号、令和元年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 4 号）についての提案の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 72 万 2,000 円を増額して、総額をそれぞれ 1 億 1,250 万円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

雑入につきまして、72 万 2,000 円の増額で、ロッジ利用料 49 万円の増額が主なものであります。

次に、歳出について説明をいたします。

教育費につきましては 72 万 2 千円の増額でございます。内容につきましては、次のとお

りであります。天文台公園運営費におきまして、72万2,000円の増額で、消耗品費79万7,000円の増額、備品費53万6,000円の増額が主なものでございます。

以上で、西はりま天文台公園特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第46号、令和元年度佐用町水道事業会計補正予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正の主な理由は、建設改良工事の精算見込みによるものであります。

予算書1ページをご覧ください。

第2条の収益的収入及び支出において、収入の第1款、水道事業収益の第1項、営業収益を3万6,000円の増額、第2項、営業外収益125万4,000円減額し、水道事業収益の総額を2億2,798万4,000円に改めております。

支出の第1款、水道事業費用の第1項、営業費用を475万円の減額、第2項、営業外費用を234万4,000円増額、第3項の特別損失を140万6,000円増額し、水道事業費用の総額を2億6,267万1,000円に改めるものでございます。

次に、予算書2ページ、資本的収入及び支出において、収入の第1款、資本的収入、第1項、企業債を4,350万円減額、また、第3項、他会計負担金として、水管橋移設工事に伴う補償金1,400万円を増額し、資本的収入の総額を2億4,085万7,000円に改めるものでございます。

支出は、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費を3,479万8,000円減額し、資本的支出の総額を2億8,840万2,000円に改めるものであります。

以上で、佐用町水道事業会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

これで全部終わったね。

以上で、令和元年度の一般会計並びに各特別会計の補正予算について説明をさせていただきました。それぞれ、ご審議いただきご承認賜りますように、よろしくお願い申し上げます、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題としています、議案第38号から議案第46号までについては、3月9日の本会議で質疑、討論、採決を予定していますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開を2時45分といたします。

午後02時28分 休憩

午後02時43分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き、会議を再開します。

-
- 日程第 51. 議案第 47 号 令和 2 年度佐用町一般会計予算案について
日程第 52. 議案第 48 号 令和 2 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について
日程第 53. 議案第 49 号 令和 2 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について
日程第 54. 議案第 50 号 令和 2 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について
日程第 55. 議案第 51 号 令和 2 年度佐用町介護保険特別会計予算案について
日程第 56. 議案第 52 号 令和 2 年度佐用町朝霧園特別会計予算案について
日程第 57. 議案第 53 号 令和 2 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について
日程第 58. 議案第 54 号 令和 2 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について
日程第 59. 議案第 55 号 令和 2 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案について
日程第 60. 議案第 56 号 令和 2 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について
日程第 61. 議案第 57 号 令和 2 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について
日程第 62. 議案第 58 号 令和 2 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案について
日程第 63. 議案第 59 号 令和 2 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について
日程第 64. 議案第 60 号 令和 2 年度佐用町水道事業会計予算案について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 51 に入ります。日程第 51 から日程第 64 までを、一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 51、議案第 47 号、令和 2 年度佐用町一般会計予算案についてから、日程第 64、議案第 60 号、令和 2 年度佐用町水道事業会計予算案についてまでを一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 47 号から議案第 60 号、令和 2 年度佐用町一般会計並びに各特別会計予算案の提案の説明をさせていただきます。

まず、議案第 47 号、令和 2 年度佐用町一般会計予算案の提案の説明をいたします。

予算第 1 条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 128 億 5,567 万 5,000 円、対前年度比 1 億 107 万 1,000 円、0.8%の減額予算となっております。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

町税につきましては、町民税をはじめとする 5 つの項の合計で 20 億 8,948 万 8,000 円を計上し、対前年度比 4,981 万 3,000 円、2.3 パーセントの減額でございます。

次に、地方譲与税及び各種交付金でございますが、交付実績及び、総務省から示されました令和 2 年度地方財政対策に基づき数値を計上いたしております。

地方譲与税につきましては、地方揮発油譲与税をはじめとする 3 つの項の合計で 1 億 7,430 万円を計上し、対前年度比 23.0%の増となっております。

利子割交付金は、290 万円で 31.0%の減。

配当割交付金は、1,020 万円で、27.1%の減。

株式譲渡所得割交付金は、430 万円で、前年度比 65.3%の減となっております。

法人事業税交付金は、920 万円で、新たな交付金として、追加計上いたしております。

地方消費税交付金は、3 億 7,460 万円、20.9%の増でございます。うち、社会保障財源化分は2 億 430 万円、税率引き上げ分でございます。

ゴルフ場利用税交付金は、前年度同額で 4,350 万円を計上いたしております。

環境性能割交付金は、2,404 万円、41.3%の増でございます。

地方特例交付金は、1,823 万 6,000 円、対前年度対比で 51.1%の減でございます。

地方交付税につきましては、普通交付税 51 億 2,416 万 3,000 円、特別交付税 5 億円を計上いたしております。国が示す、令和 2 年度地方財政対策では、地方交付税総額は、16 兆 6,000 億円、対前年度比 2.5%の微増でございますが、佐用町におきましては、算定替増加額の段階的縮減措置により、令和 2 年度は縮減率が 90%となり、さらなる減額が予想され普通交付税は元年度決算額と比べて約 1 億円の減額を見込んでおります。

交通安全対策特別交付金は、前年同額の 400 万円でございます。

分担金及び負担金につきましては、分担金、負担金の合計で 5,373 万円、対前年度比 15%減を計上いたしております。

使用料及び手数料につきましては、使用料、手数料の合計で 2 億 3,185 万 6,000 円で、対前年度比 2 %の減を計上いたしております。

国庫支出金につきましては、国庫負担金をはじめとする 3 つの項の合計で 6 億 4,093 万 4,000 円、対前年度比 1.8%増を計上いたしております。

県支出金につきましては、県負担金をはじめとする 3 つの項の合計で 9 億 4,932 万 5,000 円、対前年度比 3.7%増を計上いたしております。

財産収入につきましては、財産運用収入、財産売却収入の合計で 6,059 万 9,000 円、対前年度比 2.1%減であります。

寄附金につきましては、1,700 万 1,000 円、対前年度比 40.5%増を計上しており、ふるさと応援寄附金は 1,700 万円の収入を見込んでおります。

繰入金につきましては、特別会計繰入金及び基金繰入金の合計で 4 億 1,995 万 6,000 円、対前年度比 113.6%増を計上いたしております。

繰越金につきましては、1,000 円の名目計上をしております。

諸収入につきましては、延滞金加算金及び過料をはじめとする 5 つの項の合計で 2 億 2,714 万 6,000 円、対前年度比 35.3%増を計上しております。

町債につきましては、18 億 7,620 万円、対前年度比 27.2%減の計上となっております。

次に、歳出であります。まず、議会費につきましては、1 億 2,023 万 6,000 円、対前年度比 4.9%増を計上いたしております。

総務費につきましては、19 億 9,936 万 9,000 円、対前年度比 11.2%増を計上しております。うち、総務管理費は 18 億 1,667 万 8,000 円。

平福のにぎわいづくり拠点整備として、旧木村邸の利活用事業を推進いたします。また、三日月支所は、老朽化した施設の改修とともに、三日月文化センターの機能移転による複合施設化事業に取り組んでまいります。

徴税费ほか、その他の事業につきましては、前年度と同程度の事業内容であります。

次に、民生費につきましては、37 億 8,423 万 5,000 円となり、対前年度比 2.2%減の計上となっております。うち、社会福祉費は 28 億 4,440 万 7,000 円。主なものといたしまして、町社会福祉協議会助成金 5,000 万円、国民健康保険特別会計繰出金 2 億 1,752 万 4,000 円、介護保険特別会計繰出金 4 億 5,273 万円、外出支援サービス事業委託料 2,047 万 1,000 円、外出支援事業助成金 1,900 万円などを計上いたしております。

次に、児童福祉費は 9 億 3,498 万 7,000 円であり、子どもの医療費助成については制度を拡充し、高校生までを助成の対象といたします。保育園の運営には 5 億 4,431 万 3,000

円、子育て支援センターの運営には 2,104 万 4,000 円を計上して、安心して子育てができる環境整備を継続して進めてまいります。国民年金事務取扱費は 454 万 1,000 円。災害救助費は 30 万円でございます。

次に、衛生費につきましては、12 億 7,641 万 8,000 円、対前年度比 11.8%増を計上しております。うち、保健衛生費は 7 億 5,016 万 2,000 円で、主なものといたしましては、救急医療等確保対策助成金 750 万円、郡病院群輪番制運営事業補助金 2,451 万 5,000 円、簡易水道事業特別会計繰出金 1 億 5,104 万 7,000 円などがございます。清掃費は 5 億 2,625 万 6,000 円となり、主なものといたしましては、にしはりま環境事務組合負担金 2 億 6,114 万 3,000 円、ごみ収集の車両購入費 2,904 万円などを計上いたしております。

次に、農林水産業費につきましては、10 億 380 万 5,000 円、対前年度比 7.7%減の計上となっております。うち、農業費は 8 億 3,905 万 7,000 円。主なものといたしましては、農作物特産定着化対策費補助金 1,710 万円、中山間地域等直接支払推進事業補助金 3,408 万円、農業の担い手確保補助金 3,025 万円などがございます。また、昨年 5 月に地理的表示登録となった「佐用もち大豆」を地域ブランドの核として、生産拡大のための補助金を新設し、さらに、3 つの直売所の経営統合に向けた支援を継続実施していきます。農地の保全につきましては、町単独土地改良事業補助金 3,000 万円。また、多面的機能支払事業負担金は 9,600 万円で、農地の維持・管理に取り組んでまいります。林業費は 1 億 6,474 万 8,000 円。主なものといたしましては、町単独造林事業補助金 4,000 万円、鹿などの有害鳥獣駆除対策についても継続して取り組んでまいります。森林経営管理事業では、今年度を実施した森林所有者のアンケート調査を基に、森林行政の推進のため、施策展開の方針となるビジョンを策定をしてまいります。

次に、商工費につきましては、1 億 8,150 万 7,000 円で、対前年度比 7.4%増を計上いたしております。主なものといたしまして、町商工会助成金 2,672 万円、町観光協会補助金 600 万円、笹ヶ丘荘特別会計繰出金 3,322 万 8,000 円などがございます。新規事業といたしましては、新たな起業家の発掘を目的に、ビジネスプランコンテストを実施し、町内経営者の事業継続を支援するための補助金も新設をいたします。

次に、土木費につきましては、13 億 3,713 万 5,000 円を計上し、対前年度比 19.9%の減でございます。うち、土木管理費は、1 億 730 万円。主なものといたしましては、急傾斜地崩壊対策事業負担金 4,277 万 5,000 円などを計上いたしております。道路橋梁費は 6 億 6,895 万 7,000 円であり、道路維持に 2 億 3,163 万 3,000 円、道路新設改良に 1 億 4,853 万円などがございます。河川費は 2,582 万円。都市計画費は 2,724 万 6,000 円。下水道費は 4 億 4,053 万 5,000 円。住宅費は 6,727 万 7,000 円などがございます。

次に、消防費につきましては、5 億 6,587 万 9,000 円、対前年度比 1.9%の増を計上しております。主なものといたしましては、西はりま消防組合負担金 4 億 1,406 万 2,000 円。非常備消防では、消防団の車両 1 台の車両購入費 1,050 万円を計上いたしております。

次に、教育費につきましては、9 億 9,138 万 4,000 円、対前年度比 11.4%増となっております。うち、教育総務費は 1 億 6,947 万 6,000 円。小学校費は 1 億 9,489 万 1,000 円。中学校費は 1 億 568 万 4,000 円を計上いたしております。それぞれ、少子化対策として取り組んでいる副教材費相当を補助する子育て支援事業補助金なども計上いたしております。社会教育費は 2 億 7,997 万 5,000 円。国史跡利神城跡については、石垣や斜面の崩壊防止のため、応急対策事業を実施をいたします。保健体育費は 2 億 4,135 万 8,000 円。体育館、町民プール、給食センターなどの運営経費を計上いたしております。

公債費につきましては、14 億 4,110 万 1,000 円、対前年度比 7.3%増を計上しております。元金償還金 13 億 5,698 万 8,000 円、利子償還金 8,408 万 3,000 円でございます。

諸支出金につきましては、1 億 4,460 万 6,000 円、対前年度比 53.1%減の計上となっております。

ります。うち、公営企業費は 6,833 万 8,000 円。基金費は 7,626 万 8,000 円となっております。これは、一般会計の各種基金積立金でございます。

歳出の最後、予備費につきましては、1,000 万円、毎年同額を計上をしております。

続きまして、予算第 2 条、債務負担行為につきまして、第 2 表、債務負担行為によりましてご説明をさせていただきます。中小企業者支援事業資金融資利子補給につきましては、令和 3 年度から令和 5 年度まで 600 万円。三日月文化センター撤去及び跡地整備事業につきましては、令和 3 年度 154 万円。利神城跡応急対策事業につきましては、令和 3 年度から令和 4 年度まで 4,300 万円。それぞれ、地方自治法第 214 条の規定に基づいて、期間、限度額を定めるものでございます。

次に、予算第 3 条、地方債につきましては、第 3 表、地方債のとおりでございます。各事業の財源として、総額で 18 億 7,620 万円を計上し、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

続きまして、議案の第 4 条、一時借入金につきまして説明をさせていただきます。地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れ最高額を 30 億円と定めるものでございます。

最後に、議案の第 5 条、歳出予算の流用につきまして説明をいたします。地方自治法第 220 条第 2 項の規定に基づきまして、歳出予算の流用の禁止の例外を設けるものでありまして、一般会計における各項の間の流用を認める経費について、予算第 5 条第 1 項第 1 号に規定する人件費と定めております。

以上で、令和 2 年度一般会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 48 号、令和 2 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,254 万 6,000 円と定めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。

財産収入につきましては、財産運用収入 3,148 万 2,000 円で、町有地であります申山発電所及び秀谷発電所の用地を佐用・IDEC 有限責任事業組合へ貸し付けをいたしておりますので、その用地賃貸料の合計が 1,148 万 2,000 円、また、組合への出資に対する配当金として 2,000 万円を予定をしております。

繰越金につきましては、令和元年度からの繰越金として 1,000 円となっております。

諸収入につきましては、貸付金元利収入 4,106 万 3,000 円で、組合へ貸し付けております資金の元金及び利息の返済収入でございます。

次に、歳出でございますが、諸支出金につきましては、繰出金 7,254 万 5,000 円で、一般会計への繰出金でございます。4,000 万 8,000 円は貸付金元金分で、一般会計におきまして合併振興基金へ積み戻しをいたします。

予備費につきましては、1,000 円の名目予算となっております。

以上で、メガソーラー事業収入特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 49 号、令和 2 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20 億 3,158 万 6,000 円といたしております。

まず、歳入からご説明させていただきます。

国民健康保険税につきましては、3 億 4,523 万 3,000 円を計上し、対前年度比 697 万 6,000 円、2%の減であります。うち、一般被保険者国民健康保険税で 3 億 4,493 万 3,000 円、対前年度比 628 万 7,000 円、1.8%の減。退職被保険者国民健康保険税で 30 万円、同じく、68 万 9,000 円、69.7%減で計上しております。

一部負担金は、2,000 円。

使用料及び手数料は、15 万円でございます。

国庫支出金は、国庫補助金で社会保障・税番号制度システム整備費補助金 254 万 1,000 円を計上しております。

県支出金は、県補助金で保険給付費等交付金 14 億 6,447 万 5,000 円を計上しております。

財産収入は、10 万 3,000 円で財産運用収入であります。

繰入金は、2 億 1,752 万 5,000 円を計上し、他会計繰入金は一般会計から 2 億 1,752 万 4,000 円の繰り入れ、基金繰入金は 1,000 円の名目予算としております。

繰越金も、1,000 円の名目予算でございます。

諸収入は、155 万 6,000 円を計上。うち、延滞金、加算金及び過料は、105 万円、受託事業収入は 1,000 円、雑入は 50 万 5,000 円でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

総務費につきましては、3,548 万 1,000 円を計上し、内訳といたしまして、総務管理費は、人件費、事務費として 3,382 万 1,000 円。徴税費は、国民健康保険税の賦課徴収経費として 144 万円。運営協議会費は 21 万 8,000 円。趣旨普及費は 2,000 円でございます。

次に、保険給付費につきましては、14 億 37 万 8,000 円を計上し、内訳といたしまして、療養諸費は 12 億 408 万 8,000 円。高額療養費は 1 億 9,005 万 2,000 円。移送費は 1 万 1,000 円。出産育児諸費は 420 万 3,000 円。葬祭諸費は 200 万円。結核医療付加金は 2 万 4,000 円でございます。

次に、国民健康保険事業費納付金につきましては、5 億 4,195 万 8,000 円を計上し、内訳といたしまして、療養給付費分は 3 億 9,592 万 2,000 円。後期高齢者支援金等分は 1 億 1,164 万 4,000 円。介護納付金は 3,439 万 2,000 円でございます。

次に、保健事業費につきましては、1,036 万 6,000 円を計上し、特定健康診査等事業費は 898 万 7,000 円。保健事業費は 137 万 9,000 円でございます。

次に、基金積立金につきましては、10 万 3,000 円で、保険給付費準備基金から生じます、利子分の積み立てを計上いたしております。

次に、諸支出金につきましては、330 万円を計上して、償還金及び還付加算金でございます。

次に、予備費につきましても 4,000 万円を計上いたしております。

次に、予算第 2 条、一時借入金につきましてもの説明をさせていただきます。地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を 3,000 万円と定めるものでございます。

最後に、予算第 3 条、歳出予算の流用につきまして説明をいたします。地方自治法第 220 条第 2 項に基づきまして、当該会計における各項の間の流用を認める経費について、予算第 3 条第 1 項第 1 号にて保険給付費と定めるものでございます。

以上、国民健康保険特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 50 号、令和 2 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 1,710 万 9,000 円といたしております。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

後期高齢者医療保険料につきましては、2 億 1,076 万 1,000 円を計上し、対前年度比 616 万円、3 % 増でございます。

使用料及び手数料は、1,000 円で、督促手数料であります。

県広域連合支出金は、後期高齢者健康診査補助金等で、198 万 7,000 円でございます。

寄附金は、1,000 円の名目予算となっております。

繰入金は、9,981 万 6,000 円で、全額が一般会計繰入金でございます。

繰越金は、332 万 9,000 円でございます。

諸収入は、121 万 4,000 円を計上し、延滞金、加算金及び過料は 2,000 円。償還金及び還付加算金は 121 万円。雑入は 2,000 円でございます。

次に、歳出についてご説明をさせていただきます。

総務費につきましては、職員の人件費及び事務費 987 万 9,000 円を計上しております。

保健事業費につきましては、後期高齢者の健康診査に係る経費 268 万 2,000 円を計上しております。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、兵庫県後期高齢者医療広域連合に納付する、保険料や運営事務費等の負担金 3 億 322 万 7,000 円を計上しています。

諸支出金につきましては、122 万 1,000 円を計上しており、内訳といたしまして、償還金及び還付加算金は 122 万円。繰出金は 1,000 円でございます。

予備費は、10 万円を計上いたしております。

次に、予算第 2 条、一時借入金につきまして説明をいたします。地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を、1,000 万円と定めるものでございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 51 号、令和 2 年度佐用町介護保険特別会計予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 27 億 4,647 万 9,000 円、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 445 万 2,000 円といたしております。

まず、事業勘定の歳入から説明をさせていただきますが、保険料につきましては、介護保険料として第 1 号被保険者保険料 4 億 9,895 万 2,000 円を計上しております。

分担金及び負担金につきましては、負担金として認定審査会受託金 1,000 円を計上しております。

使用料及び手数料につきましては、手数料として督促手数料 1,000 円の計上であります。

国庫支出金につきましては、6 億 9,118 万 4,000 円を計上し、うち、国庫負担金におきましては 4 億 5,054 万 5,000 円、介護給付費に係る法定負担分でございます。国庫補助金におきましては 2 億 4,063 万 9,000 円で、介護給付費に係る調整交付金、地域支援事業交付金及び保険者機能強化推進交付金でございます。

支払基金交付金につきましては、7 億 359 万 6,000 円を計上いたしております。

県支出金につきましては、3 億 9,470 万 3,000 円であります。うち、県負担金におきましては、介護給付費に係る法定負担分 3 億 7,992 万 8,000 円を計上し、県補助金 1,477 万 5,000 円は、地域支援事業交付金でございます。

財産収入につきましては、財産運用収入 7 万円を計上し、基金預金利子でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 4 億 5,273 万円でございます。

繰越金につきましては、科目設定の 1,000 円を計上しております。

諸収入につきましては、524 万 1,000 円を計上しております。うち、延滞金、加算金及び過料におきましては 2,000 円。雑入におきましては 523 万 9,000 円、地域支援事業に係る実費徴収金が主なものでございます。

続いて、歳出でございますが、総務費につきましては、1 億 1,233 万円でございます。うち、総務管理費におきまして 9,998 万 4,000 円で、人件費及び電算システム保守点検委託料などの事務費を計上いたしております。介護認定審査会費におきましては 1,114 万 7,000 円を計上しております。主治医意見書等手数料、認定調査委託料、介護認定審査会委員報酬が主なものでございます。運営協議会費におきましては 40 万 7,000 円。地域支援事業費

におきましては 79 万 2,000 円をそれぞれ計上しております。

保険給付費につきましては、25 億 5,530 万 1,000 円を計上しております。うち、介護サービス等諸費におきましては 23 億 451 万 4,000 円で、在宅介護サービスなどの保険給付費であります。介護予防サービス等諸費におきましては 7,683 万 9,000 円で、介護予防サービスに係る保険給付費であります。その他諸費におきましては 188 万円、審査支払手数料でございます。高額介護サービス等費におきましては 4,941 万 6,000 円であります。特定入所者介護サービス等費におきましては 1 億 1,360 万 2,000 円、保険給付対象外の居住費・食費に係る負担、いわゆる補足給付でございます。高額医療合算介護サービス等費におきましては 905 万円でございます。

地域支援事業費につきましては、7,464 万 6,000 円を計上しております。うち、介護予防・生活支援サービス事業費におきましては 4,495 万 2,000 円で、訪問型サービス、通所型サービス及びその他生活支援サービスに係る事業費などを計上いたしております。一般介護予防事業費におきましては 629 万 4,000 円で、頭と体の健康教室、いきいき百歳体操の事業費が主なものでございます。包括的支援事業費におきましては 970 万 4,000 円、総合相談支援業務など地域包括支援センターの事業費のほか、認知症施策の推進、在宅医療・介護連携推進事業費などを計上いたしております。任意事業費におきましては 1,354 万 6,000 円で、家族介護支援事業委託料などが主なものでございます。その他諸費におきましては 15 万円で、訪問型サービス及び通所型サービスに係る審査支払手数料であります。

基金積立金につきましては、49 万円を計上しており、介護給付費準備基金積立金であります。

諸支出金につきましては、71 万 2,000 円であります。償還金及び還付加算金につきまして 71 万 1,000 円。繰出金におきまして 1,000 円を、それぞれ計上しております。

予備費につきましては、300 万円の計上であります。

続いて、サービス事業勘定について説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、サービス収入につきましては、445 万 2,000 円を計上しております。うち、予防給付費収入におきましては 291 万円 5,000 円。介護予防・日常生活支援総合事業費収入におきましては 153 万 7,000 円であります。

続きまして、歳出でございますが、サービス事業費につきまして、27 万 7,000 円を計上し、うち、居宅サービス事業費におきましては 16 万 4,000 円。介護予防・日常生活支援総合事業費におきましては 11 万 3,000 円でございます。

諸支出金につきましては、繰出金 417 万 5,000 円を計上して、一般会計への繰出金でございます。

次に、予算第 2 条、一時借入金についての説明をいたします。地方自治法の規定に基づき、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を、事業勘定、サービス事業勘定ともに、3,000 万円と定めるものでございます。

最後に、予算第 3 条、歳出予算の流用についての説明をいたします。これも地方自治法のただし書きの規定に基づきまして、当該会計における各項の間の流用を認める経費として、予算第 3 条第 1 項第 1 号に規定する保険給付費と定めるものでございます。

以上で、介護保険特別会計予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 52 号、令和 2 年度佐用町朝霧園特別会計予算案について、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 2,367 万円といたしております。

まず、歳入から説明を申し上げます。

事業収入につきましては、1 億 323 万 8,000 円、施設入所者に係る生活扶助費及び施設事務費でございます。

使用料及び手数料につきましては、行政財産使用料 1 万円でございます。

寄附金につきましては、科目設定の 1,000 円。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 1,983 万円でございます。

諸収入につきましては、59 万 1,000 円を計上しております。うち、受託事業収入におきましては、短期宿泊事業 38 万 1,000 円。雑入におきましては 21 万円、自動車借上料、短期宿泊事業食事代などがあります。

続いて、歳出でございますが、民生費、老人ホーム費につきましては、1 億 2,363 万円を計上しております。その内訳は、一般管理費 8,270 万 2,000 円と運営費 4,092 万 8,000 円で、人件費、施設管理費、入所者の生活費などがございます。

予備費につきましては、4 万円を計上しております。

次に、予算第 2 条、一時借入金につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れ最高額を 100 万円と定めるものでございます。

以上で、朝霧園特別会計予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 53 号、令和 2 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、予算の提案のご説明を申し上げる前に、簡易水道事業の概要を少し説明させていただきます。平成 31 年 3 月 31 日現在ですが、給水戸数 5,274 戸、年間総配水量 208 万 6,550 立米、日平均配水量 5,717 立米でございます。

それでは、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 億 6,617 万円に定めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきますが、分担金及び負担金につきましては、負担金 1,277 万 1,000 円を計上し、新規加入 40 件、給水工事負担金 1 件を見込んでおります。

使用料及び手数料につきましては、3 億 5,922 万 8,000 円を計上し、使用料におきましては 3 億 5,868 万 5,000 円で、令和元年度の使用状況を勘案し、現年度分 3 億 5,592 万 2,000 円、滞納分として 275 万 2,000 円を見込んでおります。手数料におきましては 54 万 3,000 円で、設計・検査手数料、開閉栓手数料などがございます。

財産収入につきましては、財産運用収入 18 万 3,000 円で、財政調整基金預金利子でございます。

繰入金につきましては、繰入金 1 億 5,148 万 2,000 円で、内訳は一般会計繰入金 1 億 5,104 万 7,000 円、財政調整基金繰入金 43 万 5,000 円でございます。

繰越金につきましては、前年度繰越金として 1,000 千円を、諸収入につきましては、雑入として 1,000 万 5,000 円を計上し、その主なものは、国県道改良工事に伴う移設補償費であります。

町債につきましては、建設改良費の財源として、簡易水道事業債 2 億 3,250 万円を計上いたしております。

次に、歳出の説明を申し上げます。

簡易水道事業費につきましては、5 億 8,256 万 6,000 円を計上しております。うち、管理費におきましては 3 億 2,046 万 6,000 円を計上し、主なものといたしまして、一般管理費は 7,671 万 9,000 円で、人件費及び消費税納付金などの経常経費でございます。現場管理費では 2 億 4,356 万 4,000 円で、施設の維持管理運転経費を計上いたしております。内訳は、需用費で、浄水場等の光熱水費、医薬材料費及び修繕費として 8,910 万 5,000 円を、役務費では、通信電話料等 214 万 1,000 円、委託料としては、簡易水道施設管理に係る各種委託料として 9,035 万 5,000 円を、工事請負費では、水道管、機器の修繕及び軽微な更新工事等で 4,680 万円を、原材料費では、水道資材及びメーター等の購入費として 1,391 万 5,000 円などがございます。

建設改良費におきましては、2億6,210万円を計上し、委託料として水道管布設替、施設更新設計業務及び水道管漏水調査業務委託等として1,560万円を計上いたしております。工事請負費では、水道管更新工事、移設工事及び浄水場膜モジュール更新工事等に2億4,650万円を計上いたしております。

公債費につきましては、簡易水道事業債の償還元金及び償還利子で1億8,350万4,000円を計上しております。

予備費につきましては、10万円の計上であります。

次に、予算第2条、地方債についての説明をさせていただきます。簡易水道事業2億3,250万円の起債予定額におきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

次に、予算第3条の一時借入金につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を2,000万円と定めるものでございます。

以上で、簡易水道事業特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、令和2年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億45万9,000円に定めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

分担金及び負担金につきましては、155万2,000円を計上し、そのうち、負担金におきましては、6件の新規加入と1件の工事負担金を見込み、155万円を予定いたしております。

使用料及び手数料につきましては、2億2,681万6,000円を計上し、そのうち、使用料におきましては2億2,679万6,000円で、施設使用料として、現年度分2億2,429万円、滞納分249万6,000円を、行政財産使用料として1万円を見込んでおります。手数料におきましては2万円で、排水工事店指定手数料等でございます。

国庫支出金につきましては、国庫補助金3億1,955万円を計上して、生活排水処理施設の統廃合、マンホールポンプ場及び浄化センター設備の改築更新工事等の補助金でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金4億4,053万5,000円を計上いたしております。

繰越金につきましては、前年度繰越金1,000円の計上であります。

諸収入につきましては、850万5,000円を計上し、国県道路改良工事に伴う下水道管移転補償費等でございます。

町債につきましては、公共下水道事業債3億350万円を計上いたしております。

次に、歳出についてであります。公共下水道事業費につきましては、8億8,698万円を計上しております。うち、管理費におきましては2億1,432万7,000円を計上し、主なものといたしまして、一般管理費は4,500万9,000円で、人件費及び消費税納付金などの経常経費でございます。

現場管理費は、1億6,931万8,000円で、施設の維持管理運転経費を計上いたしております。内訳は、需用費として、下水道施設の光熱水費、医薬材料費、修繕費などで5,728万1,000円を、役務費では、通信電話料等706万1,000円を、委託料では、下水道施設管理等の各種委託料として8,938万8,000円を、工事請負費では、管路及び機械電気設備の修繕工事等として1,500万円などでございます。

事業費におきましては、建設改良費として6億7,265万3,000円を計上し、委託料では、佐用浄化センター改築実施設計等5,260万円を、工事請負費では、長寿命化計画に基づく改築及び前処理施設建設工事のほか、生活排水処理施設の統廃合に伴う管渠布設工事及び

管渠移設工事等の 5 億 9,200 万円などでございます。

公債費につきましては、4 億 1,337 万 9,000 円で、町債償還元金及び町債償還利子でございます。

予備費につきましては、10 万円を計上させていただいております。

次に、予算第 2 条、地方債についてであります。同じく 2 ページの第 2 表、地方債のとおり、特定環境保全公共下水道事業 3 億 350 万円の起債予定額におきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

次に、予算第 3 条、一時借入金については、地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を 1,000 万円と定めるものでございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 55 号、令和 2 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案についてのご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 億 4,037 万 7,000 円に定めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

分担金及び負担金につきましては、負担金 42 万 5,000 円を計上し、新規加入 1 件分を見込んでおります。

使用料及び手数料につきましては、9,060 万 8,000 円を計上して、現年度分として、浄化槽使用料 6,076 万 4,000 円、農業集落排水施設使用料 2,877 万 3,000 円。滞納分として、浄化槽使用料、農業集落排水施設使用料で 107 万円を予定いたしております。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 3 億 4,860 万 9,000 円を計上いたしております。

繰越金につきましては、前年度繰越金 1,000 円の名目計上であります。

諸収入につきましては、雑入 73 万 4,000 円を計上しており、検査事務手数料などがございます。

次に、歳出でございますが、生活排水処理事業費につきましては、2 億 1,881 万円を計上して、うち、浄化槽管理費におきましては 1 億 4,536 万 9,000 円で、光熱水費、浄化槽修繕等の需用費に 2,006 万 1,000 円を、保守管理点検、11 条検査等の委託料として 1 億 858 万 5,000 円を、公課費として消費税納付額 1,650 万円などがございます。

農業集落排水施設管理費におきましては、6,844 万 1,000 円で、一般管理費では、人件費、各種関係機関負担金等の経常経費に 1,911 万 5,000 円を、現場管理費では、処理場等の光熱水費、機械電気設備等の修繕等の需用費に 1,505 万 5,000 円を、浄化センター施設管理、汚泥処理、機器点検整備等の委託料に 2,658 万 5,000 円を、工事請負費では、管路及び機械電気設備の修繕工事等に 610 万円などを計上いたしております。

農業集落排水施設事業費におきましては、500 万円で、管路施設設計業務の委託料 200 万円、国・県道等のます設置工事の工事請負費 300 万円でございます。

公債費につきましては、2 億 2,146 万 7,000 円を計上し、合併処理浄化槽設置事業及び農業集落排水事業の町債償還元金及び償還利子でございます。

予備費につきましては、10 万円を計上いたしております。

次に、予算第 2 条の一時借入金についてであります。地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を 1,000 万円と定めるものであります。

以上で、生活排水処理事業特別会計予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 56 号、令和 2 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 721 万 8,000 円といたしております。

まず、歳入から説明をさせていただきますが、使用料及び手数料につきましては、604 万 2,000 円で、町立野外活動センターの使用料収入を計上しております。

財産収入につきましては、8 万 3,000 円で整備基金預金利子でございます。

繰入金につきましては、2,149 万円で町支弁職員 2 名及び会計年度任用職員 1 名の人件費等でございます。

繰越金につきましては、科目設定の名目 1,000 円を計上しております。

諸収入につきましては、雑入 7,960 万 2,000 円で、天文台公園運営委託金が主なものであります。

次に、歳出について説明をいたします。

教育費につきましては、社会教育費 1 億 683 万 4,000 円でございます。うち、社会教育総務費では、人件費 5,669 万 4,000 円を、グループロッジ運営費では町施設である野外活動センターの管理運営に伴う費用を 792 万 6,000 円、天文台公園運営費では野外活動センターを除く施設の管理運営のための費用 4,221 万 4,000 円を、それぞれ計上いたしております。

諸支出金につきましては、基金費 8 万 4,000 円を計上しております。

予備費につきましては、30 万円の計上であります。

次に、予算第 2 条、一時借入金につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を 1,000 万円と定めるものでございます。

以上で、西はりま天文台公園特別会計予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 57 号、令和 2 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案についての提案のご説明をさせていただきます。

この予算は、笹ヶ丘荘の管理運営に係る予算で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1 億 3,181 万 6,000 円といたしております。

まず、歳入から説明をいたしますが、笹ヶ丘荘事業収入につきましては、事業収入 9,850 万 8,000 円で、使用料及び受託事業受入金でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 3,322 万円 8,000 円でございます。

諸収入につきましては、雑入 8 万円であります。

次に、歳出でございますが、笹ヶ丘荘費につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費として、1 億 3,181 万 6,000 円で、笹ヶ丘荘及び交流会館運営に係る経費でございます。

次に、予算第 2 条、一時借入金につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を 1,000 万円と定めるものであります。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 58 号、令和 2 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案について、提案のご説明を申し上げます。

この予算は、広山団地 1 区画、茶屋団地 2 区画、下徳久 1 区画の分譲及び、基金造成にかかるものが主な内容で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 2,243 万 6,000 円といたしております。

まず、歳入から説明いたしますが、財産収入につきましては、2,233 万 5,000 円で、うち、財産運用収入におきましては 5 万 5,000 円、財産売払収入におきましては 2,228 万円でございます。分譲価格においては、定住を促進するため、若者・子育て世帯を対象とした割引価格を広山団地、茶屋団地に引き続き設定をいたしております。

次に、繰越金につきましては 10 万円でございます。

諸収入につきましては、雑入 1,000 円の名目であります。

次に、歳出でございますが、宅地造成費につきましては、2,233 万 5,000 円で、主なものは基金費でございます。

予備費につきましては、10万1,000円であります。

次に、予算第2条の一時借入金につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。

以上で、宅地造成事業特別会計予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第59号、令和2年度佐用町石井財産区特別会計予算案について、提案のご説明を申し上げます。

この予算は、石井財産区の管理・運営に係るもので、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ448万1,000円といたしております。

まず、歳入から説明をいたします。

繰越金につきましては、447万9,000円で、諸収入2,000円につきましては、町預金利子、雑入それぞれ1,000円でございます。

次に、歳出でございますが、総務管理費につきましては、91万5,000円で、うち、作業道整備事業負担金50万円でございます。

予備費につきましては、356万6,000円であります。

以上で、佐用町石井財産区特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第60号、令和2年度佐用町水道事業会計予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

第2条の業務の予定量であります、給水戸数1,750戸、年間総給水量54万8,517立米、一日平均給水量1,503立米、受託工事1ヶ所を予定しており、主要な建設改良事業は、水道管布設及び水管橋架替工事、道路改良に伴う水道管移設工事でございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第1款、水道事業収益におきまして、2億1,285万1,000円で、第1項営業収益は、水道料金、手数料等で1億757万4,000円を、第2項、営業外収益は1億526万5,000円で、減価償却費補助分、一般会計繰入金、長期前受金戻入、新規加入金、預金利息等でございます。第3項、特別利益として1万2,000円を見込んでおります。

支出の第1款、水道事業費用におきまして、2億4,327万1,000円で、第1項、営業費用は、水道施設維持管理業務委託、電気料及び薬品費等の経常経費、メーター検針委託料、漏水及びポンプ等修繕費等で2億2,631万1,000円を、第2項の営業外費用は、企業債借入金利息、消費税等で1,654万7,000円を、第3項、特別損失として31万3,000円を、第4項、予備費10万円を予定いたしております。

次に、予算書2ページをご覧ください。

第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第1款、資本的収入におきまして4億1,957万4,000円で、第1項、企業債は2億8,650万円、第2項、他会計出資金は2,694万4,000円で一般会計特別出資金でございます。第3項、他会計負担金は、消火栓工事に係るもので一般会計からの負担金300万円。第4項、他会計補助金は、建設改良工事に係る一般会計からの補助金312万9,000円。第11項の投資有価証券受入金1億円を予定いたしております。

支出の第1款、資本的支出におきましては4億8,957万5,000円で、第1項、建設改良費は3億2,935万円で、その主なものは、久崎・大酒浄水場緩速ろ過池ろ材洗浄工事1億7,000万円、双観橋ほか3橋の水管橋架替工事に7,200万円、道路改良工事に伴う送配水管路移設工事等の経費に1,100万円、西大畠地内の水道管布設替工事に1,550万円、送配水流量計更新工事等に2,300万円を予定いたしております。

第2項では企業債償還金で6,022万5,000円を、第3項では投資有価証券購入に1億円を予定いたしております。

収入不足額7,000万1千円は、過年度分損益勘定内部留保資金で補填をする予定といた

しております。

第5条の企業債借入金につきましては、借入限度額を2億8,650万円、利率を3%以内に定めております。

第6条の一時借入金につきましては、当該年度中の借り入れ限度額を2,000万円と定めるものであります。

次に、予算書3ページの第7条につきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用ができる金額を定めるものであります。

第8条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費及び報酬を定めるものであります。

第9条につきましては、他会計からの補助金として一般会計からの高料金対策分152万円、起債利子補助分1,285万3,000円、基礎年金拠出金49万1,000円、建設改良に関するものとしまして312万9,000円、災害復旧債補助分638万6,000円、減価償却費補助分として1,223万3,000円と定めるものでございます。

第10条につきましては、たな卸し資産購入限度額を107万3,000円と定めるものであります。

内容の詳細につきましては、4ページからの佐用町水道事業会計の予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表等を添付しておりますので、ご高覧いただきたいと思います。

以上で、佐用町水道事業会計予算案の概要の説明とさせていただきます。

非常に長くなりましたが、議案第47号の令和2年度一般会計予算案から議案第60号までの各特別会計の予算案につきまして、それぞれ、今、提案をさせていただきましたので、提案を終わります。それぞれ、十分にご審議賜りまして、ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げまして、提案説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題としています議案第47号から議案第60号までについては、令和2年度佐用町一般会計並びに各特別会計予算に関する案件であります。

この件に関しましては、日程第67で、全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって議案第47号から議案第60号については、予算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第65. 同意第1号 佐用町石井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第65に入ります。

同意第1号、佐用町石井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました佐用町石井財産区管理委員の選任についての同意につきまして、提案のご説明を申し上げます。

佐用町石井財産区につきましては、地方自治法第 296 条の 2 により財産管理会を設置しており、その管理委員の任期が令和 2 年 5 月 26 日をもって満了となります。

そのため、佐用町石井財産区管理条例第 3 条に基づき、新たに管理委員の選任をいたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

同意を求める方々につきましては、お手元資料に掲載をしております 7 名の方でございます。

それぞれ、ご同意賜りますように、お願いを申し上げて、提案の説明といたします。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

この際、お諮りします。本案件については、人事案件でありますので、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。

それでは、これより同意第 1 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第 1 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、同意第 1 号は、同意することに決定しました。

日程第 66. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 66 に入ります。

諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員として活躍いただいております、佐用町上石井 856 番地 3、平井 均氏の任期が、本年 6 月 30 日をもって満了となるため、引き続き人権擁護委員に就任いたしたく、候補者として推薦いたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

ご同意いただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。
ここで、資料配布のため、しばらく休憩します。

午後 0 3 時 5 6 分 休憩

午後 0 3 時 5 7 分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き会議を続行します。

お諮りします。日程第 66、諮問第 1 号については、お手元に配付しました意見のとおり、
適任と答申したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第 1 号は、適任と答申するこ
とに決定しました。

日程第 67. 特別委員会の設置及び委員定数について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 67、特別委員会の設置及び委員定数についてを議題
とします。

お諮りします。令和 2 年度佐用町一般会計並びに各特別会計の予算審議のため、全員に
よる予算特別委員会を設置したいと思えますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、全員による予算特別委員会を設
置することに決定しました。

日程第 68. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 68、特別委員会委員長及び副委員長の選任につ
いてありますが、委員長及び副委員長は、佐用町議会委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、
「委員会において、互選する。」こととなっており、先の全員協議会において協議され、決
定されていますので、委員長及び副委員長の氏名を議長より発表します。

佐用町議会予算特別委員会委員長、岡本義次君。副委員長、廣利一志君。以上の両君が
選任されましたので報告します。

日程第 69. 委員会付託について

議長（山本幹雄君） 続いて日程第 69、委員会付託についてであります。
ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後 0 3 時 5 9 分 休憩

午後 0 4 時 0 0 分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き会議を続行します。

お諮りします。お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決します。

議長（山本幹雄君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りします。委員会等開催のため、明日 3 月 4 日から 8 日まで、本会議を休会したいと思いますがこれにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よってそのように決します。

次の本会議は、3 月 9 日午前 9 時 30 分より再開しますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。

最後に、予算特別委員会委員長から挨拶があります。

岡本義次委員長、よろしくお願いします。

予算特別委員長（岡本義次君） 特別委員長ということで、ご指名受けました。

副委員長は廣利さんで、一緒にやらせていただくんですけど、時間早く終わってしまうような気がするんですけど、国民や町民の大切な汗水たらした税金でございます。それらが、昨年と比べて、さらによく改善するかとうことで、予算設定もやっておるかということを含めて、どんどんと、（聴取不能）、手ぐすね引いて何でも聞いてと、（聴取不能）でございますので、仕切らせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（山本幹雄君） それでは、御苦労さまでした。

午後 0 4 時 0 2 分 散会